
令和 6 年 第132回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和 6 年 6 月18日（火曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 6 年 6 月18日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 発言取消しについて | |
| 日程第 2 | 諸報告 | |
| 日程第 3 | 報告第 5 号 | 令和 5 年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 4 | 報告第 6 号 | 令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 5 | 報告第 7 号 | 令和 5 年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 6 | 報告第 8 号 | 第36期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第49号 | 保健福祉センター施設設備改修工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第51号 | 令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第14 | 議案第52号 | 令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第15 | 議案第53号 | 令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第16 | 議案第54号 | 令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第17 | 議案第55号 | 令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第18 | 議案第56号 | 令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第19 | 議案第57号 | 令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第20 | 議案第58号 | 令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第21 | 議案第50号 | 八田財産区管理委員の選任について |
| 日程第22 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第23 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

- 日程第24 発議第1号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第25 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(民生教育常任委員会委員長報告)
- 日程第26 議員派遣について
- 日程第27 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発言取消しについて
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 報告第5号 令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第6号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第7号 令和5年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第8号 第36期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第7 議案第44号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第8 議案第45号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第9 議案第46号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第47号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 保健福祉センター施設設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第51号 令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第52号 令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第53号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第54号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第55号 令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第56号 令和6年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第57号 令和6年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第58号 令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第50号 八田財産区管理委員の選任について

日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第24 発議第1号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について

日程第25 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(民生教育常任委員会委員長報告)

追加日程第1 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書について

日程第26 議員派遣について

日程第27 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1 番	中 村 茂君	2 番	西 村 龍 平君
3 番	澤 田 俊 之君	4 番	米 田 雅 代君
5 番	岡 坂 遼 太君	6 番	森 田 善 幸君
7 番	浜 田 直 子君	8 番	河 越 忠 志君
9 番	竹 内 敬一郎君	10番	重 本 静 男君
11番	岩 本 修 作君	12番	宮 本 泰 男君
13番	中 井 勝君	14番	中 井 次 郎君
15番	小 林 俊 之君	16番	池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	島 木 正 和君	書記	中 家 亨君
----	----------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
教育長	山 本 真君	温泉総合支所長	小 谷 豊君
牧場公園園長	嶋 津 悟君	総務課長	中 井 勇 人君
企画課長	水 田 賢 治君	税務課長	石 原 通 孝君
町民安全課長	村 尾 国 治君	健康課長	朝 野 繁君
福祉課長	松 本 晃君	商工観光課長	福 井 崇 弘君
農林水産課長	原 憲 一君	建設課長	森 田 忠 浩君

上下水道課長	谷岡文彦君	浜坂病院事務長	宇野喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	松岡宏典君	会計管理者	山本幸治君
こども教育課長	吉田博和君	生涯教育課長	西脇一行君
調整担当	谷口修一君	代表監査委員	島田信夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 3 2 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、その結果の報告、提出議案であります条例案、事件案、人事案、令和 6 年度一般会計及び特別会計・公営企業会計補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、第 1 3 2 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

日程第 1 発言取消しについて

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、発言取消しについてを議題といたします。

去る 6 月 6 日、米田雅代君から、6 月 6 日の会議、一般質問における発言について不適切な部分があったため、会議規則第 6 4 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りをいたします。この申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、米田雅代君からの発言取消しの申出を許可することに決定をいたしました。

日程第 2 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 2、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

6 月 1 7 日付で、町長から、議案第 5 9 号、教育委員会委員の任命同意についてを撤回する申出がありました。この撤回の申出については、本日開催をされました議会運営委員会に諮り、会議規則第 2 0 条第 1 項の規定により、議長が許可いたしました。したがって、議案番号第 5 9 号は欠番になります。

去る6月7日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が、6月7日、本日18日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は6月7日、全員協議会終了後と、本日6月18日8時半から行いました。

まず、最初に、6月7日の協議事項について報告をいたします。第132回新温泉町議会定例会提出議案議事運営についてでございます。

町長提出追加議案についてです。人事案が1件、諮問が2件の計3件で、教育委員会委員の任命同意についてと、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてで、2件であります。

次に、議会提出追加議案についてです。発議第1号で、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてです。

次に、議事日程及び議事運営についてですが、資料に掲載していますので御清覧のほうをよろしくをお願いします。

次に、人事案件の採決の方法についてですが、簡易採決にすることといたします。

次に、閉会中の継続審査申入れについてですが、議長に申し入れすることといたします。

次に、本日、6月18日の議会運営委員会は、議案第59号、教育委員会委員の任命同意についての撤回については、議会運営に関する事項の議案の取扱いであり、当委員会で協議を行いました。本件は、会議に上程されていない案件であります。したがって、会議規則の規定から議会の許可手続を必要とせず、議長の許可によるものです。本件の撤回の申入れについては、拒否すべき理由がないため、議案第59号、教育委員会委員の任命同意についての撤回については、会議規則第20条第1項ただし書の規定により、議長が許可手続を行うものであります。

次に、先ほどありました米田議員の発言取消しの申出についてであります。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催をされておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が6月11日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

6月11日開催、牧場公園課、税務課、農林水産課、建設課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は、報告事項1件です。小展望台の外壁工事については、石張りが剥がれ落ちているため改修工事を行うものです。

協議事項は、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

税務課は、報告事項3件です。1、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、令和5年度町税等徴収実績について、3、令和6年度町税等徴収実績についてであります。詳細については、審議資料、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。1、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法施行令の改正に伴うものです。委員会として了承しました。2、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についても、委員会として了承しました。

農林水産課は、報告事項2件です。1、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、ツキノワグマの出没等に係る対応については、該当地区内の放送、新温泉町LINE、ひょうご防犯ネットで情報提供をします。町広報、ホームページで注意喚起をし、町内の小・中学生を対象に熊よけ鈴を配布するものであります。

協議事項は、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

建設課は、報告事項3件です。1、令和5年度繰越明許費繰越計算書について、一般会計と浜坂地区残土処分場特別会計、2、町道久谷桃観線、旧国道178号の災害復旧に伴う対応について、3、事故報告については、審議資料、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての主なものは、町道久谷桃観線災害復旧事業において地滑りが再発したため、追加対策工事費が増額されるものです。委員会として了承しました。2、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）についても、委員会として了承しました。

商工観光課は、報告事項3件です。1、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、第36期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告については、審議資料、委員会資料を御清覧ください。3、地域活性化起業人の受入れについては、新温泉町と関西電力株式会社グループのTRAPOL合同会社は、令和6年5月17日、地域活性化起業人活用事業実施協定を締結し、社員派遣を受け入れています。業務内容は、町内観光団体の関係省庁等への補助申請等業務支援と、町内ユニバーサルツーリズム施策に対する支援業務です。

協議事項は1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての地

域おこし協力隊追加募集については、観光ウェブサイト等の翻訳業務を含め、4月にインバウンド担当の協力隊員2名を採用していますが、外国向けに写真やデザインをアレンジする必要がある、ウェブサイト制作能力の高い協力隊員が必要なため募集するものです。委員会として了承しました。

企画課は、報告事項3件です。1、企画課事業についての新温泉町人口減少対策プロジェクトチームの設置については、消滅の可能性がある自治体として、兵庫県内で本町は可能性が一番高い状況となっています。そのため、プロジェクトチームを設置し、総合戦略の新たな施策を検討するものです。2は、新温泉町ケーブルテレビジョン支援金交付事業について、3は、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。詳細については、委員会資料、審議資料を御清覧ください。

協議事項は、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についての1件です。委員会として了承しました。

総務課は、協議事項4件です。1、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について、2、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更については、いずれも委員会として了承しました。3、八田財産区管理委員の選任については、現管理委員の死亡に伴い、後任の管理委員を選任するものです。4、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、委員会として了承しました。

議会事務局は、協議事項1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、委員会として了承しました。

閉会中の継続調査を、10件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が6月13日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は、令和6年6月13日であります。公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康課、福祉課、上下水道課に係る所管事務調査を行いました。

最初に、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりであります。報告事項1件であり

ます。1、新温泉町介護老人保健施設管理運営規則の一部改正について、これにつきましては、令和6年度介護報酬改定で基準費用額の見直しがあり、令和6年8月1日から1日当たり60円引き上げることになったことから、介護老人保健施設ささゆりの利用料のうち、居住費、滞在費をそれぞれ60円引き上げる改正を行うものであります。

協議事項は1件であります。1、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、この件につきましては、超音波画像診断装置や老健送迎車両の購入費の増額等であります。委員会として了承いたしました。

次に、こども教育課であります。報告事項3件、1、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、令和6年度学校給食異物混入状況について、3、新温泉町一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付要綱の制定について。詳細は審議資料、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件であります。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、この件につきましては、6月7日の全員協議会で当局から説明がありましたが、病児・病後児保育施設整備事業は、委託予定の医療機関の近隣にある町有地に平家建ての建物を新築するものであります。施設のイメージする平面図が示されておりますので、御清覧ください。大庭認定こども園耐震補強・改修工事は、校外に仮園舎を設置することで工期が短く、工事での保育、教育への影響が回避でき、園児、保護者の負担軽減が見込まれるとの説明がありました。採決の結果、賛成4名、反対3名。賛成多数で委員会として了承することに決定いたしました。

次に、生涯教育課であります。報告事項2件です。1、新温泉町文化財保存活用地域計画推進事業について、この件につきまして、地区別説明会の日程が示されておりますので、詳細は委員会資料を御清覧ください。また、既に概要版と本編の写真が配付されておりますので、こちらも御清覧ください。2、新温泉町中学生等海外研修補助金交付要綱の一部改正について。こちらについては、物価高騰による航空運賃の高騰など、現行交付金額30万円を40万円に改めるものであります。詳細は、参考資料等、御清覧ください。

協議事項は1件であります。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、委員会として了承しました。

次に、町民安全課です。報告事項は3件です。1、新温泉町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正について。2、指定暑熱避難施設、これ、クーリングシェルターといいます、についてであります。気候変動適応法の一部改正により、暑さをしのぐ場所として誰でも休息ができる施設を指定できる制度が設けられました。本町では浜坂多目的集会施設、新温泉町民センター、加藤文太郎記念図書館の3か所を指定暑熱避難施設として、ただいま調整中のようにあります。3、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件であります。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、委員会として了承いたしました。

次に、健康課であります。報告事項2件であります。1、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、2、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る今後の予定、こちらも、詳細は審議資料、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は5件であります。1、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、2、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について、3、保健福祉センター施設設備改修工事請負契約の締結について、4、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、5、令和6年度新温泉町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、福祉課であります。報告事項1件、1、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

協議事項は2件であります。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、2、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、上下水道課であります。報告事項2件です。1、新温泉町排水設備指定工事店に関する規則の一部を改正する規約について、2、令和5年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について、詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項3件、1、令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、2、令和6年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、3、令和6年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承いたしました。

2の請願の審査についてであります。請願1件、1、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員会で協議した結果、全員了承で採択することに決定いたしました。

3、閉会中の継続審査について、閉会中の継続審査申出書のとおり9件について議長に申し入れすることといたしました。

以上、民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終わります。

重本委員長、ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

日程第3 報告第5号

○議長（池田 宜広君） 日程第3、報告第5号、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

説明の都合上、審議資料1ページを御覧ください。3ページにかけまして、繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。今回、令和5年度事業で令和6年度へ繰り越したものは、2款総務費で3事業、3款民生費3事業、4款衛生費1事業、めくっていただき、6款農林水産業費4事業、7款商工費3事業、8款土木費6事業、9款消防費1事業、10款教育費2事業、11款災害復旧費3事業の計26事業です。中心部分の金額欄の額が、令和5年度3月補正で認めていただきましたそれぞれの事業の繰越限度額になります。その右側の翌年度繰越額が、令和5年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で10億8,766万9,000円になります。資料の右側に、それぞれの事業に係る歳出予算の明細として、節、細節の金額を示しております。なお、各事業の繰越理由、完了見込み時期につきましては、別途お配りしております繰越計算事項別明細書説明資料に記載の備考欄を御清覧いただきたいと思います。

それでは、議案書に戻っていただきまして、繰越計算書を御覧ください。繰越明許費の歳出予算の経費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされており、その財源内訳を事業ごとに示しております。それぞれ既収入特定財源はなく、国庫支出金、合計欄2億65万8,000円、県支出金1億2,422万8,000円、地方債5億3,750万円、残りは一般財源2億2,528万3,000円となっております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 消防費についてお尋ねいたします。防火水槽整備事業ということで、春来地区の防火水槽であります。これ、以前、春来地区の建物火災があったときに、防火水槽が足りないというような状況の中で、新たな防火水槽を設置しな

ければならないということで、去年、令和4年度ですか、ぐらいに辺地計画で上がったものだと思いますが、これを見ますと、防火水槽の測量調査業務等もまだあるようですが、ちょっと遅れた原因とかをお尋ねいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 令和5年度につきまして、5年の3月に工事の契約は完了しております。それを繰り越したような形になっておりまして、ここに計上してまず測量につきましては、今後、民地との境等もありますので、そういった工事の絡みの中で調査が発生した場合に執行させていただく予定のため、予算は繰越しをさせていただいております。ですので、実際に工事はかかっているような状況であります。

○議長（池田 宜広君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 完了予定はいつ頃になるのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 9月頃を予定しております。

○議長（池田 宜広君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 安全面が、地域の安全がかかっておりますので、できるだけ早く完了するよう要望するものであります。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） まず、7款商工費の道の駅駐車場拡張事業についてですが、これは契約はされているのでしょうか。それとともに、2,495万円という額で契約をされて、この契約の中できちっと移転をされてっていう話でしょうか。そういったところと、それと、土木費のところ、備考欄の繰越明許費になった理由のところ、「不測の日数を要したため」というところの説明が圧倒的に多い。これは、いろんなことを考えた中で事業をやると決められたところだと思いますが、ここのところの説明の中で、不測の日数を要するというような、そういったことはあり得るのかどうなのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 道の駅の駐車場用地の購入の件でございますが、未契約でございます。現土地所有者の移転が遅れている関係で、少し遅れております。金額につきましては、鑑定、また時点修正等により設定した予算によるものでございます。それに合わせて購入をさせていただきたいと考えております。なお、引渡しについては、更地での引渡しによる契約を予定しております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 「不測の日数」という備考欄についての説明書きが非常に多いという御指摘でございますけれども、ここの説明資料のこの決まった様式の中で、備考欄に、少ない枠の中でこういうふうに一言で書いてる部分が確かにございますけれども、その不測の日数といいますのが、例えば昨年8月に来ました台風などの対応であ

ったり、また、非常に御迷惑をかけております久谷桃観線の対応が非常に頻繁になってきたこと等々がございますし、現場に入ったり、また実際事業を進めていく中で、やっぱり予期せぬことというのが起こってまいります。そうしたことでちょっと「不測の日数」という表現になってしまっております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） まず、道の駅の駐車場の件に関してでございます。駐車場をいつまでに整備しないといけないという計画の下にこれはなされているものだと思います。であれば、関係者といいますか、相手先ときちんと交渉されるべきであり、契約はきちんとされるべきものだと考えます。それとともに、ただいまの不測の日数というところですが、説明、備考欄に書くための「不測の日数を要したため」ということで皆されているということでしたが、それぞれにやっぱり今おっしゃられたみたいに理由はあろうかと思います。ただ、繰越明許費でございますので、必ず令和7年3月31日までには完了していただかないといけないと思います。その中で、関係者との整備調整であるだとか、そういったところに不測の日数を要するということ、台風であるだとか、そういったことは分かります。ただ、関係者であるだとか、そういった機材が入ってくるのが遅れるであるだとか、それはいろいろ想定をされてる中であり得ることだと思います。そういった中で、あまりにも不測の日数を要したためという形で説明をされるということは、努力が足りないのではないか、あるいは、きちんとそういったいろんなもろもろのことを条件に考えた中でされていくのが行政の仕事だと思います。以上について、また2点お聞きいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 未契約の件でございますが、現在の土地所有者の移転のスケジュールが3月、4月、6月と段階的に延びてきている状況で、引渡時期について明確に規定ができなかったため契約が遅れてきたものでございます。6月に移転ということで最終これで進めていけそうでございますので、早急に契約の手続、進めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） やはり繰り返しの説明になってしまいますけれども、最初で計画したとおりに、やはり物事、進めばいいんですけれども、そうでない場合が非常に多くございますので、先ほども申し上げましたけれども、予期せぬ災害であったり、あと、工事の材料の発注を見込んでいたものが入らなかったということもございまして、この欄に書いております「不測の日数」ということで一言で書いておりますけれども、様々な要因があったと認識しております。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 繰越明許費でございますので、先ほども申しましたが、令和7年3月31日までには必ず事業を完了していただきたいと思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） そのように努力いたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 同僚議員の質問にちょっとかぶる部分があるんですが、消防費の防火水槽の件であります。防火水槽は消防の水利ですので、大変、何があっても重要なものであります。そういう部分で、今回、春来に1基できるということですから、これは喜ばしいことだと思うんだけど、かつて、かなり国庫補助とかそういうことを狙って消防の防火水槽を造ってきた経過がありました。補助としては、消防庁所管もあるし、また、農林サイドの林構事業とか、そんなやつでも補助事業を探して造ってきたことがありました。最近、なかなか防火水槽の設置があまり数がないもので、あえて言わせてもらうんですけど、やっぱり国庫補助があるものについては極力取りにいくと。ほぼ100%起債事業でできるとはいうものの、やっぱり国庫事業を取って、その不足額を起債で対応すると、そんな基本姿勢を示してほしい。これは防火水槽だけじゃなくていろんな事業。第1はやっぱり補助を取るということであるべきだと思うんだけど、今回、繰越明許費でざっと上がるとる事業、国庫補助、似合わないものがほとんどだけど、そういう中で、やっぱり国庫補助なりそういうものを取っていくという姿勢に対してはどういう気持ちでおんなるのかなという気がします。

返って防火水槽の件ですが、春来はタチヤ池ってすばらしい大きな池があって、あれも大きな水利だったと思いますし、旧の春来小学校のプールを防火水槽にしてきた経過があって、また、もう一つ、でかい防火水槽が春来の入り口のほうにたしかあったような気がしますね。そういう中で、どんどんどんどんするのはいい。どの範囲というか、どこが限界とは言わんけど、どこまでサービスするのがいいかというような判断というのは、判断した経過はあるのかなと、特にこの春来については。結構数があるという中で。今抱えてる町内全体の防火水槽を設置する必要がある、要望がある、そんな状況はどれぐらい抱えてるのかなと。あわせて、消防水利、消火栓がとっても大事な部分もありますので、消防水利から見て、防火水槽の必要性、必要な場所なり、それから、消火栓の設置の必要のある、何基とか、そんなことは計画的に進められておるのかなと、そういうことを今回の春来を契機として聞いてみたいと思います。以上。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 春来地区の防火水槽の件ですけども、設置場所につきましては、集落の上側の下のほうといいますか、春来そばのてっぺんに分かれ道があるんですけども、その下のほう、道の、町道、県道か、その道の下のほうの集落内に設置をさせていただきます。以前から防火用の、消火用の水利が少ない部分でありますので、そちらのほう、火災もあったということもありまして、そういったところに、水利の少ないところに設置を春来につきましてはさせていただきました。各集落の防火水槽

なりの要望、上がっております。財政計画なりで投資的事業の計画の中で順次整備していくように予定を組んでおるところであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 基本姿勢として、要は国庫補助のあるものについては可能な限り国庫補助を探してくるというか、取ってくると、そういう姿勢についてのちょっと答弁が欲しいですが。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） この防火水槽に限らず、町が行う事業全てに関係することですけれども、当然ながら、議員御指摘のように、財源確保という視点の中で、まずは国庫補助金、国庫県補助金を探していき、そこで対象にならない部分、また補助残について起債を充当していくという中で、起債の中でもまたその有利な起債を充当してるといことで進めております。

○議長（池田 宜広君） 1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） もし披瀝できれば、どれぐらい今抱えてるか、計画的に進めるという中でどれだけ抱えてるのかなということを聞かせてくれたらありがたいです。

○議長（池田 宜広君） 一般質問に近いものがありますので、後に聞いてください。

○議員（1 番 中村 茂君） じゃあ、またの機会で結構です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 4 報告第 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 4、報告第 6 号、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により報告を申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越計算書について御説明申し上げます。

説明の都合上、まず、審議資料の 4 ページをお開きください。繰越明許費繰越計算事

項別明細書でございます。1款1項残土処分場事業費で、残土処分場事業といたしまして、和泉谷残土処分場場内整地工事を繰り越しさせていただいております。翌年度繰越額は、工事請負費7,577万6,000円でございます。なお、繰越しの理由及び完了見込み時期につきましては、別途配付しております説明資料6ページの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、財源につきましては、議案に戻っていただきまして、報告第6号の繰越計算書をお開きください。計算書に記載の財源内訳のとおり、全て一般財源となっております。説明は以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第7号

○議長（池田 宜広君） 日程第5、報告第7号、令和5年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和5年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、上下水道課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷岡上下水道課長。

○上下水道課長（谷岡 文彦君） それでは、議案の次のページになります。令和5年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名ですが、下水道施設改築更新事業でございます。翌年度繰越額ですが、7,967万8,000円です。財源としましては、下水道事業債4,100万円、国庫補助金3,860万円、過年度損益勘定留保資金ですが、7万8,000円となります。

繰越しの理由ですけれども、浜坂浄化センター汚泥脱水機設備ほか改築工事におきまして、一部部品の納期が長期化をしていることから、工期の延長をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 6 報告第 8 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、報告第 8 号、第 36 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第 36 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、営業報告、事業報告並びに財務諸表の報告をさせていただきます。

議案書、めくっていただきまして、まず営業報告書でございます。

もう 1 枚めくっていただきまして、第 36 期の営業報告、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まででございます。

1、営業の報告ですが、7 行目後半から御覧ください。まず、指定管理施設についての報告でございます。リフレッシュパークゆむら、入館者数 8 万 7 5 5 人、0.1 %の減、利用料 1,982 万 7,000 円、11.6 %の増。町営駐車場、利用台数 2 万 9,547 台、32.7 %の増、利用料 399 万 7,000 円、6.4 %の増。健康公園、利用人数 4 万 5,187 人、18.8 %の増、利用料 155 万 4,000 円、10.3 %の増。草太園地、利用人数 646 人、18.5 %の増、利用料 32 万 2,000 円、17.5 %の増。ログハウスカナダ、利用棟数 838 棟、4.3 %の減、利用料 1,415 万 2,000 円、2.1 %の減。夢千代館、1 万 3,088 人、13.9 %の増、利用料 335 万 8,000 円、12.8 %の増でございます。

直営事業でございます。レストラン楓、6,470 万 4,000 円、0.5 %の増。フロント販売品、179 万 1,000 円、19.7 %の増。リフレッシュ館喫茶・特産品販売、506 万 7,000 円、7.7 %の増。野外施設、136 万 1,000 円、7.6 %の減でございます。売上高は 1 億 1,676 万 9,000 円となり、こちらには株主総会の資料で「103.0 %の増」と書いてありますが、「3.0 %の増」でございます。

総収入額は 1 億 8,186 万 9,000 円で、営業外収支を含み、税引き後当期利益はマイナス 253 万 2,000 円でございます。4 期連続の赤字決算でございます。

続きまして、2 ページでございます。第 36 期の活動報告は記載のとおりでございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。2、当社の現状でございます。

(1)資本金の推移は、2,000万円で増減ございません。

(2)株式の状況でございますが、発行済株式は400株、当年度末株主数は135名でございます。

(3)社員の状況でございます。当年度末社員数は10人、男子が3人、女子が7人、この数字以外に、枠外注記の再雇用、臨時、パートが別で雇用をしております。

(4)業務の状況でございます。イ、指定管理施設及び業務は下段に記載のとおりでございます。

続きまして、4ページ、ロ、直営業務につきましても記載のとおりでございます。

ハ、売上げの内訳でございます。売上げにつきましては、フロントから夢千代館まで、合計で1億1,676万9,202円、指定管理料は、リフレッシュ館から夢千代館まで、6,509万9,950円、部門計でございますが、フロントから夢千代館までで、1億8,186万9,152円でございます。

続きまして、5ページでございます。3、取締役及び監査役は記載のとおりでございます。

4、5、6につきましては、次ページ以降の決算報告書の中にございますので、後ほど御説明いたします。

続きまして、決算報告書の1ページでございます。貸借対照表、令和6年2月29日現在で、単位は円でございます。

1、流動資産、現金からリサイクル預託金まで、合計で1億908万8,511でございます。

2、固定資産、(1)有形固定資産、建物から一括償却資産まで、合計101万5,304でございます。

(2)無形固定資産はございません。

(3)投資等でございます。出資金1万、固定資産の合計は102万5,304でございます。

3、繰延資産、入会金32万6,667、資産合計で1億1,044万482でございます。

続きまして、2ページ、負債の部でございます。単位は円でございます。

1、流動負債、未払費用から未払法人税等まで、合計で1,763万9,649。

2、固定負債、ゼロ、負債合計は1,763万9,649。

続きまして、純資産の部、株主資本でございます。資本金から繰越利益剰余金まで、合計で9,280万833、純資産合計9,280万833、負債、純資産の合計は1億1,044万482でございます。

続きまして、3ページでございます。損益計算書でございます。単位は円でございます。

1、売上高、売上げ1億8,186万9,152。

2、売上原価、期首商品棚卸高、327万6,024、商品仕入れ高、3,517万1,179、合計で、3,844万7,203から期末商品棚卸高を引きまして、合計が3,494万2,985、売上総利益は1億4,692万6,167でございます。

販売費及び一般管理費でございます。販売・管理費が1億4,980万5,525、営業利益はマイナス287万9,358。

営業外収益といたしまして、受け取り利息が1,000、受け取り配当金が400、雑収入53万924、合計で53万2,324でございます。

営業外費用、雑損失が522、経常利益はマイナス234万7,556でございます。

6、特別利益はゼロ。

特別損失でございますが、固定資産廃棄損はゼロ、税引前当期純利益でございますが、直営部門がマイナス761万9,506、指定管理部門が527万1,950、合計マイナス234万7,556、法人税等の18万5,000円を加えまして、当期純利益はマイナス253万2,556でございます。

続きまして、5ページでございます。販売費及び一般管理費でございます。役員報酬から雑費まで、締めて合計で1億4,980万5,525でございます。

6ページ、売上の内訳は、営業報告と重なりますので省略いたします。

下の段の仕入れの内訳でございます。フロントから夢千代館売店まで、仕入額合計で3,517万1,179、期首棚卸高、327万6,024、期末棚卸し、350万4,218でございます。

続きまして、7ページでございます。株主資本等の変動計算書でございます。

資本金、当期末残高2,000万。

利益剰余金、当期末残高119万2,000円。

その他利益剰余金、別途積立金、当期末残高4,400万。役員退職積立金については、繰越利益剰余金から10万円の振替を加えて、当期末残高40万、繰越利益剰余金、前期末残高の2,984万1,389から、先ほどの振替10万、当期純利益のマイナス253万2,556を引きまして、当期末残高は2,720万8,833。

利益剰余金合計、当期末残高は7,280万833。

株主資本合計、当期末残高、9,280万833。

純資産の部合計、9,280万833でございます。

8ページは、個別注記表となっておりますので御覧ください。

続きまして、9ページでございます。株主総会での監査報告の記載でございます。

それから、10ページ、先ほどの10万円の振替についての株主総会での議案で承認をされております。

営業報告につきましては以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） まず、夢公社については、副町長が専務取締役ということで、役職として株式会社に所属してるというか、関与をされてます。そこで、商工観光課としては、この株式会社に対してどういう位置づけにあるのかお尋ねしたいと思います。また、この株、資本のところで純資産の部の中で、別途積立金が4,400万円ありますけれども、これについてどういった意図であったのか、私も長くこの決算見てる中であまり意識しなかったんですけども、これについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 商工観光課の業務でございますが、指定管理に関する施設をこちらのほうで所有、所有といいますか、持ちまして、これの大きな修繕についての執行、また、指定管理について夢公社に委託といいますか、指定管理に出しているという状況でございます。また、町が株主でもございますので、夢公社の経営につきましましては、相談しながらしていておりますけれども、現場では副町長が実際に専務として役員として入っておられるという状況でございます。

○議長（池田 宜広君） 4,400万円、4,400万円。（「別途積立て」と呼ぶ者あり）うん。別途積立て。

どうぞ。

○商工観光課長（福井 崇弘君） すみません、承知をしております。

○議長（池田 宜広君） 副町長、西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 詳細の説明ができませんので、調べてお答えさせていただきます。

○議長（池田 宜広君） 8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 私があえて商工観光課の位置づけはということをお尋ねしたのは、今、答弁いただいた内容とは少しずれたようないろんな動きが感じられたからであります。そういったことの中で、この町として、この町の利益、町の公益性を追求するという部分について担当課はその責務があると思います。そういったことの中で、今説明していただいた指定管理であったり、実際の建物であったり、土地であったり、その管理の部分という観点から、私は少し現時点ではずれてきた、そんなふうな感じがしています。そういったことについては、本来であれば副町長であったり町長であったり、そこら辺とのすり合わせの中で、果たして本町の公益を追求するという位置づけを、少なくともこの株式会社温泉町夢公社、以前から私は温泉町夢公社であることについてとっても違和感を感じています。現時点で旧温泉地域の中での活動がメインになってますけれども、そういったことの中で、もう一度、位置づけについて町としてもお考えいただきながら、この第三セクターをつくった目的を改めて考えながら運営をやっていただきたいなと。本年度については、直営事業の中でのマイナスで、指定管理料がブ

ラスということの中でマイナスでなってますから、指定管理料が税金のほうに移るということはありせんけれども、以前の決算の中で指定管理料の分がプラスになって、それが税金の課税対象になってしまったというようなことが決算の中でありました。そういったことを含めて、果たして町の指定管理の中でそれそのものが課税されてしまうような流れっていうことも考えていかなければいけないと思いますので、そういった面の中ではこの決算についても、十分、途中の動きの中で課税されるようなことがないような動きっていうことを以前にもお話ししましたが、その準備はできてるかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、町のほうで指定管理、出させていただいておりますけれども、指定管理というのは、建物、施設の管理だけではなく、指定管理計画を出していただいておりますので、それに基づいてしっかりイベント、あるいは集客等していただくように指定管理者と協力をしながら運営しているというものでございます。また、株主としての権限行使といいますか、会社の運営をしっかりしていくという部分もございますが、こちらについてもしっかり集客なりしていただくように、あるいは社員にしっかり頑張っていただける環境をつくっていただけるように協議をしながら進めているという状況でございます。

なお、課税につきましては、株式会社でございますので、最終的には黒字化が望ましいということございまして、その中で指定管理料と直営部門の売上げの大小云々については、その後の細かい話といいますか、行政としてまっすぐそこを目指すというものではないというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 実際の決算の途中の段階でいろんな状況というのが見えてくると思います。少なくとも町が指定管理をして、指定管理というのは利益を生むための指定管理を出しているつもりではないはずですよ。つまり、公益性があるので、それについての当然、ある意味での報酬的な考え方っていうのもあるかもしれませんが、それは自分たちの町がある意味で株式会社に利益を出して、その利益の部分が課税されているということは、町にとっての損失につながると私は考えます。そういったことの中で、途中の決算の予測の中で様々な次年度に対する先行投資であったり、いろんなものが考えられると思います。そういったことを考えていけば、決算してプラスになって課税されたから仕方がないという考え方は成り立たないと思いますので、それについては、経営陣の中でその辺もお考えいただきまして、十分な配慮をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 指定管理でございますので、その運営に係るコストにつきましてはしっかり積算をして、お支払いをさせていただくというのが大原則でござ

います。指定管理部分を赤字にして、直営部分を、失礼しました、指定管理部分を赤字にして云々かんぬんというところは基本的に考えておりません。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

もとい、西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 夢公社につきましては、形態としては株式会社ということでございますが、第三セクターということで、第三セクターは町が出資する法人でございますので、この企業性と公益性、公共性という2つの面を併せ持っておるところでございますので、今、言われたことにつきましても、企業性の観点から取締役会等で精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。（「休憩してもらえませんか」と呼ぶ者あり）そのほか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） まず、ちょっと売上げの内訳の中で、ここには指定管理料も入っとるわけですけども、駐車場については、いわゆる指定管理料が200万円ほど前年度より増えております。これはどういう原因に基づいてでしょうか。これだけ増えれば反対に指定管理料っていうのは少なくなるのかなという思いがしてたんですけど、そこら辺のところをちょっと教えてください。

それから、営業の報告のところで、4年連続の赤字決算となりましたと。これについては、入場者の問題もあるでしょうけども、数も、その一方で物価高が大きくクローズアップされてますけども、これによる赤字というのが大きいんでしょうか。

それと、もう一つは、同じ営業の報告の中で、令和5年3月のリフレッシュ館使用料徴収条例改正に伴い、露天風呂の貸切りイベント利用等新たな集客に向けて実動中で、ということを書かれておられるんですけども、具体的に露天風呂の貸切りイベント利用者はこれまでにあったんでしょうか。それと、新たな集客に向けての実働中って、ほかに何かそういう売上げを伸ばすような人数、集客っていうか、お客さんが入るようにする、その意味でどんな取組をされてるんでしょうか。

それと、もう一つは、9ページに夢公社の各役員の方のお名前が書いておられるわけですけども、これを見ますと取締役の中に旅館料飲組合の会長であったり、それから湯を提供している財産区、湯財産区、こういう方や旅館の関係者、こういったところが入っておられますけども、実際にこれは、例えば湯を提供する、それで薬師湯を財産区が持ってるわけですけども、そことのいわゆる夢公社のリフレッシュに入れば、薬師湯は人数が少なくなるとか、その反対もあり得る。こういう、いわゆる利害が反するような団体の方がこの取締役に入っておるということは、やはり私は問題があるなと思う。あくまで経営に徹するような方たちがこの取締役として入ってしかるべきだと。そうでなければ、今後のやっぱり営業問題、いわゆる夢公社の経営について大きな問題を残すと、そのように考えてますけど、どうですか、その点は。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず駐車場部門について、駐車場の指定管理料でございます。第34期、35期と指定管理料が下がってございましたのは、コロナの補填の関係がございまして、表面上の数字が下がっておった状況がございます。そのため、第36期の指定管理料が大きく増加したというふうな伸びというふうに見えるというところの一つ。もう一点は、修繕料を上積みしてお支払いしているという状況でございます。

それから、その次の物価高の影響とのお話でございます。お湯を使って熱交換でという部分もございますが、実際に電気代等の支払いもございまして、物価高また光熱水費の上昇の影響は大きゅうございます。

それから、会社として……。

○議員（14番 中井 次郎君） 露天風呂の貸切り。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 露天風呂の貸切りでございます。実際に料金を徴収した利用は具体的には現実にはございません。1件、ウクライナの関係で減免という形で御利用いただいたケースはございますが、営業売上促進という部分ではまだございません。現状、温泉に関する会議の誘致等を計画していらっしゃるように聞いております。その中で露天風呂エリアも使いながら、会議の中の休憩なんかを取っていくというふうな構想も少し聞いておりますが、今、準備中とのことでございます。

それから、役員でございます。取締役としましては、株式の所有の加減とかそういったところもございまして、観光協会あるいは旅館組合、それから財産区等が入っております。財産区につきましては、お湯を給湯しているという関係から、メーターをつけての利用ではないために泉源管理といいますか、泉源の保全という部分でもチェックをというふうな思いもありかと考えております。なお、薬師湯とのすみ分けにつきましては、基本的に競争関係にならないように、町のほうでしっかりその位置づけを明確にして営業していきたいというところの考え方でございます。昨年3月の料金の改定等につきましても、その一環で行ってきたものでございます。以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ぜひ、あれですね、露天風呂の団体等々、利用については、ぜひ促進をしていただき、入館者数が増えるようにしていただきたいなと思います。ほかの方法もあると思いますので。

それと、もう一つ、役員の問題であります。この前の料金改定が、いわゆる薬師湯とリフレッシュとの入館者の関係を調整をしたということなんでしょうか。いわゆる競合しないように。いろいろと今までずっとそういう、リフレッシュが増えれば薬師湯が減るとか、そういう関係が常に出てきているわけですね、それを料金でそういう形を取られたと、そのことによって一体どうなったのか見ておられますか、具体的に、人数的なものは。中にはユートピア浜坂に移られた方もあると聞いておりますけれども、いわゆる250円から350円、それに上げたということでそういうことも言われておりますし、

やはり私はこういう不正常な形、これは改めるべきだと思いますが、そうしなかったらお湯の権利やらそういうもんもありますし、ぜひそれをお考えをいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 両施設、また、ほかの施設も含めてお客様の取り扱いというお話でございましたけれども、町民の皆様の利用につきましては、人口に限りがございますので、どうしても町民の方の利用がどんどん伸びてというところは難しい部分もございます。利用度が高まれば増えますけれども、なかなかそこは取り扱いというところは避けにくいところがございます。

一方で、リフレッシュパークゆむらにつきましては、観光客もしっかり取っていただかなければならない施設がございますので、これを利用して観光客を誘致していただくというところの側面がございますので、ここを強化したいということで団体利用、また、料金が1,100円から1,000円に下がっておりますけれども、そういった誘客のしやすさを前面に出したものでございました。以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 役員の関係は、私は今後ともやはりこういう中に、経営に携わってる方が、いわゆる個人経営はしてはりますよ、けども、本当に町のためなりそれなりっていう町民のための経営とか含めて、そういうことが私はできる方がおられるのかなと疑問を持つわけであります。

それから、やはり温泉の施設がたくさんありますから、5か所あるわけで、やはりそこら辺がお互いにやっぱり競合しないように、町民がやっぱり利用しやすいということの基本にやっぱり運営を各施設に求めておきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、役員の件でございますが、役員としましては、あくまでも個人のいろんな経験、知識、スキル、そういったものがあっての上での役員としての業務でございますので、ここで云々という答弁はちょっと控えさせていただきたいと思います。

5か所の温泉が競合しないようにしっかりその色を分けてというところにつきましては、議員おっしゃるとおりだと思いますので、しっかり考えながら業務に当たらせていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 利用料の改定につきましては、町全体の入浴施設全体を見ながらの改定ということでさせていただいております。その中で、改正後に大きな移動、客の施設の移動があったかどうかについては、それほど大きな数値の移動というものは見られないというふうに分析をしております。

また、役員につきましては、定款の中では特段そういう細かなところまでの規定はござ

いませんが、役員、非常に会社経営に携わっている方ということで、経営ということについては十分、御意見をいただいているというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午前１０時２０分休憩

.....

午前１０時２０分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

そのほか。

１５番、小林俊之君。

○議員（１５番 小林 俊之君） 株式会社温泉町夢公社、合併してかなりになるわけですが、けれども、いつまでたっても違和感が消えません。以前にも議論があったと思いますが、温泉町夢公社、新温泉町夢公社、変えるべきだと思うんですが、どうしてもこのままずっととなっていたんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） どうしてという明確な理由を了解しておりませんが、現状で申しますと温泉地域の公共施設の指定管理が中心であること、合併後の状況の中で浜坂地域のほうの指定管理に入るかどうかというところについて、いろんな思いがある中で、現状のままということで続いてきておるというふうな理解は私のほうはしております。

○議長（池田 宜広君） １５番、小林俊之君。

○議員（１５番 小林 俊之君） 温泉町という名称は今ないわけですからね。だから、ほかの名前にすべきだと私は思います。いかがでしょうか。町長か副町長にお聞きします。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 御意見、検討したいと思います。

○議長（池田 宜広君） １５番、小林俊之君。

○議員（１５番 小林 俊之君） 前にも議論があったわけですが、その議論の内容は、商工観光課長が言われたようなことだったんでしょうか、もう少しそれが分かればお願いしたいと思います。それに、先ほど役員の話も出ておりますが、温泉地域ばかりではなくて、浜坂地域からも役員を入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ３６期の決算の株主総会の中で挨拶、町を代表した５１％を持つ町長としての挨拶の中に、これまでの経過の在り方、改めて今の役員の在り方、小林議員の言われる浜坂エリアから役員を入れるとか、そういったことも含めてお話をさせていただいております。株の在り方、それから運営の在り方、いろんな面で株、株の数、株主をもっと増やしていく方向であるとか、役員の在り方も含めて、もう一度、経営の

在り方、運営の在り方、基本的な考え方を見直す、そういう時期に来ているかなと考えております。

○議長（池田 宜広君） よろしいですね。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩をいたします。35分まで。

午前10時24分休憩

午前10時35分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて再開いたします。

日程第7 議案第44号

○議長（池田 宜広君） 日程第7、議案第44号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県町議会議員公務災害補償組合の事務所の位置の変更及び市の議会議員についての要件を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第44号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料5ページを、規約の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案で、下線部分が改正箇所になります。公務災害補償の町議会議員等の範囲について、第3条の2第2号で、地方自治法の改正に伴い現行の表現を改正案のとおり、2以上の町の区域の全部または一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員に改め、事務所の位置を兵庫県民会館から神戸ハーバーランドセンタービルに移転するため、第4条中、事務所の位置を神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号に改めるものです。

それでは、議案の規約本文に戻っていただき、附則を御覧ください。この規約は、令和6年7月1日から施行するとするものです。以上よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 住所移転ということでありますけども、何で今この兵庫県民会館に、内にある施設をこのように移すのでしょうか。ほかの事務所もたしかそう

いうあれがあったと思うんですけど。何かずっとそういう、県民会館つったら目の前にあるわけですから、極めて近いところなんですけども、そこからなぜこういった、多分、相当遠いと思うんですけども、移るのか、その理由を教えてください。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 兵庫県の方針に基づき県民会館を取り壊すという方針ですので、事務所を移転せざるを得ないということでございます。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 後々の話になりますけれども、そうすると、県民会館なら県民会館じゃなしに、県の事務所を壊すということですけども、新たに建った場合はそこに帰ってこれるわけですか。そういうことですか。今、聞いてましたら何か1号から3号館まであって、それが1号から2号館は潰すというような話も漏れ聞こえてきたんですけども、何かちょっとおかしいのではないのでしょうかね。本当にこういったことについて、県の話っていうことですから致し方ないか分からんですけど、だけど、こんなことを全ての事務所、いわゆる県民に関する、関係する事務所を移転していいものかどうなのかね、ちょっと問題があるのじゃないかなと思いますが。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 次の議案に関係する件でありますけど、実は町村会の会長、庵道会長から、町村会の県民会館における事務所の移転は必要だという報告を受けております。内容は先ほど課長が話したとおりなんですけど、移転後の件については帰ることはできませんよという、そういうお話であります。移転したらそこでずっとおる必要があるということ。県民会館の今後の場所の在り方については、庵道会長からは、県がどうこうするという計画の報告が全くないというふうなことで、計画性、この事後の計画が全くないんかという問いに対しても、知事のほうは返答がないというふうなことであります。一方で、県の職員、県議会も含めて、1、2、3と3号館あるわけですけど、1号館、2号館は解体するというお話であります。その後、公園にするというふうなことで、じゃあ、職員の勤務は、4割出勤、6割自宅勤務、こういう方針は決まっているそうであります。ただ、町村会、県民会館の在り方について、一切方向性がはっきりしないと、言わないというのが現状であります。そういうことで、町村会の事務局、町村会全体としても、会長も含めて非常にそういう計画のなさについて非常に立腹といいますか、腹立たしい思いを持っている、そういう状況であります。

○町長（西村 銀三君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ぜひ、それは今から計画を変更せえって言ったってあれでしょうけども、やっぱり県の職員の皆さんもそういう使いやすい、いわゆる近くに全体がおられることが多分、各市町村にも必要なことになってくのではないかなと思うんです。例えばばらばらにあっちこっち行くようでは、私らだって県にも連絡を取るときありますので困るんで、ぜひやっぱりそこら辺のところは考えていただきたいと思う。

そのことを知事、知事との懇談の席もおありになるわけですから、ぜひともそういうことをしっかり述べていただきたいと思いますね。お願いします。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、県知事の告発文書の件で百条委員会も立ち上がりました。非常に県の知事部局が混乱している、議会も含めて、真相究明といいますか、そういう状況があります。今後の県民会館の在り方も計画についても、どうなるか非常に不透明な部分がたくさんあります。いろんな県の動きを見ながら、町村会全体としても発言をしていきたい、そういう状況であります。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませぬね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） それでは、討論なしと認めます。

それでは、本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 4 5 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 8、議案第 4 5 号、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を変更するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 4 5 号、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 6 ページ、規約の新旧対照表を御覧ください。組合の事務所の位置を、兵庫県民会館から神戸ハーバーランドセンタービルに移転するため、第 4 条を改正案のとおり改めるものです。

議案の規約本文に戻っていただき附則を御覧ください。この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行するとするものです。以上よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論をなしと認め、これで終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 9 議案第 4 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 9、議案第 4 6 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして健康課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野健康課長。

○健康課長（朝野 繁君） それでは、議案第 4 6 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 7 ページを御覧ください。規約の新旧対照表でございます。下線部分を変更するものでございます。表の左側、現行の欄を御覧いただきまして、第 4 条には広域連合の処理する事務、別表第 1 には関係市町が処理する事務が規定されています。提案理由にございます一部改正法が本年 1 2 月 2 日に施行されることから、同日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、現行の別表第 1 に被保険者証等の用語を使用しているため規約の変更が必要となっております。広域連合では、国が示しました参考例を基にこのたびの変更を行っております。改正案の欄の第 4 条では、広域連合が行う事務を法律及び法に基づく命令、いわゆる政令を引用した表現に改正しており、それに伴い現行の関係市町が処理する事務に係るただし書と各号を削除しています。第 1 7 条は条文中の別表の繰上げ、別表第 1 は、広域連合が地方自治法の規定に基づき作成する広域計画に、関係市町が行う事務が記載されていることから、規約に明記する必要がないため、このたびの改正に合わせて削除となっております。別表第 2

は別表に繰上げでございます。

それでは、議案の規約本文を御覧ください。附則でございます。この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認め、討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第47号

○議長（池田 宜広君） 日程第10、議案第47号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） それでは、議案第47号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

審議資料の10ページをお開きください。10ページの令和6年度新温泉町国民健康保険税条例一部改正の概要について説明いたします。1、主な改正点は、国民健康保険法施行令の改正に伴うもの。

2番、国民健康保険法施行令の改正関係でございます。それでは、(1)後期高齢者支援金等課税限度額の引上げでございます。太文字で記載しておりますが、22万円から24万円の引上げでございます。(2)減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。5割軽減が29万円から29万5,000円、7割軽減が53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引上げになります。基準額の引上げにより軽減対象世帯が拡大されます。令和6年度におきましては、国民健康保険税の税率等は基金等の繰入れにより前年の税率を適用することで据置きとなりました。以降の概要の説明は、時間の都

合上、省略させていただき、御清覧いただきますようお願いいたします。

それでは、審議資料 9 ページの新温泉町国民健康保険税条例新旧対照表をお開きください。第 25 条の国民健康保険税の減免の改正ですが、地方税法等の改正により町民税、固定資産税と同様に職権による減免を可能とする規定の追加であります。

それでは、議案にお戻りいただき附則の説明をいたします。施行期日、第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。適用区分、第 2 項、この条例による改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認め、討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 11 議案第 48 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 11、議案第 48 号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の施行による租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして健康課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野健康課長。

○健康課長（朝野 繁君） それでは、議案第 48 号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 18 ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案です。下線部分を御覧いただきまして、租税特別措置法の改正により、条例で引用している租税特別措置法の条番号に条ずれが生じたため改正を行うものでございます。このたびの租税特別措置法の改正につきましては、所得税の定額減税

の実施に伴うもので、所得税法の特例として令和6年分における特別税額控除の節とその条文が追加となり、条例で引用している条番号が繰り下げられたものでございます。福祉医療費の支給に関して、取扱いに変更はございません。

それでは、議案の条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第49号

○議長（池田 宜広君） 日程第12、議案第49号、保健福祉センター施設設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、保健福祉センター施設設備改修工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして健康課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野健康課長。

○健康課長（朝野 繁君） それでは、議案第49号、保健福祉センター施設設備改修工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

まず初めに、審議資料の20ページを御覧ください。工事の概要でございます。1の(3)目的でございますが、老朽化に伴う空調設備及び照明設備の更新でございます。施設建築後22年目となっており、それぞれの設備の部品調達が困難となっている状況でございます。空調設備につきましては、各事務室や各会議室、あとデイサービスセンターなどの更新で、通路等の共用部分はこのたびの更新には含まれておりません。空調の方式が異なっておりまして、事務室等は室内機、室外機がある空調設備で、共用部分につきましては、熱源機器から冷温水を空調調和機に送水しまして空調する方式となっております。

り、このたびは室内機と室外機がある空調設備の更新でございます。2の工事の内容は、(1)空調設備は室内機、室外機の更新でございます。配管はほとんどがそのまま使用でございます。(2)照明設備は、LED化を行うものでございます。3、工事の期間は、契約締結日から令和6年11月29日までとしています。空調設備の工事につきましては、10月以降の工事を予定しております。

21ページからは図面を添付しております。21ページから23ページまでが各階の空調設備の取替え部分を示した図面で、太枠で囲った部分が更新する設備となっております。

24ページから26ページまでが各階の照明設備の図面でございます。それぞれの照明設備を更新するものでございます。

続いて、19ページを御覧ください。入札公表調書でございます。2の入札年月日は、本年5月21日でございます。9の入札状況でございますが、町内業者8社による指名競争入札を行いました。2社が辞退しまして、6社による入札の結果、有限会社西浦建築が6,899万円で落札となり、戻っていただきまして、4、落札価格は、10%相当額を加算した7,588万9,000円でございます。5月21日に仮契約を締結しております。

それでは、議案を御覧いただきまして、1の契約の目的は、保健福祉センター施設設備改修工事、2の契約の方法は指名競争入札、3、契約の金額は7,588万9,000円、4、契約の相手方は、有限会社西浦建築でございます。以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前11時03分休憩

午前11時14分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて再開をいたします。

日程第 13 議案第 51 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 13、議案第 51 号、令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 6 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じましたので御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 12 ページ、3 款 2 項 1 目、それから 2 目に関連して質問をさせていただきます。ただ、この病児・病後児は補正予算から事業推進が始まっておりますし、また、認定こども園については、事業費が 4 億円を超えているという話の中で、本来でしたら当初予算でしっかり議論して事業推進すべきものだというふうに考えておりますので、今回、少し改めて詳しく質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、病児・病後児の保育整備事業についてであります。まず 1 点目です。この病児・病後児保育施設の、小児科で事業推進をされてますけども、この理由を改めて明確な理由、それから、他の要件等で設置が可能かどうかをお聞きします。

次に、要綱をつくられておられると思います。他の委員がこのような施設を造りたいという希望が出た場合、どういうふうに対応されますか。

そして、次に、この事業推進に当たって利用想定人数、当然、事業計画する上では利用想定人数、年間の利用想定人数というものは必要だと思いますけども、その人数を教えてくださいたいと思います。

それでは、これ新たな関係で、消防との協議はなされましたか。前回、消防と事前協議をされていないということで白紙に事業が一時なったというふうに理解しております。

そして、町有地の建設土地の予定されているということですけども、そこは従前どういう土地利用をされていたものか。というのは、新築等をする場合に当たってはやはり土壌、その辺のしっかりした検査が必要だというふうに理解しておりますので、その点の確認はなされておられますか。

それから、工事費の関係で、上下水道、要するに接続が必要になってきます。これは工事費の中に入ってるんでしょうか。また、駐車場等の関係、その辺の周辺整備の計画、

その辺は概略図はお持ちでしょうか。

それから、次に、これ設置、建築した後の管理、どういう管理形態で、どういう、もし委託をされるのであればどういう委託状況になるのか、その辺の計画はなされているのかを、まず病児・病後児に関してはお聞かせいただきたいと思います。

次に、大庭認定こども園の耐震補強・改修工事についてであります。まず第1に、今回の工事、これは新温泉町の認定こども園、将来について、これについてどのような位置づけかということをお聞きします。そして、これ改築するということですが、これの基礎人員、要するに大庭認定こども園の収容人員、収容人員の算定、従前とどういうふうな違いになっているかお聞かせいただきたいと思います。

それから、以前から指摘されておりました通園バスの路上駐車での園児の乗り降り、そして保護者が送迎するときの道路横断等々の危険性が指摘されております。今回、それに対して何らかの対応もなされておられません。それについてはどのようにお考えされているかをお聞きします。

次に、大庭認定こども園と協議ということで資料に入っております。保護者の意見はお聞きになられましたか。

次に、仮園舎の件です。この選定した経過をお聞きしたいです。なぜかといいますと、まず1点目、あそこ、周辺で一番低所なんですね。一番水が集まるとこなんですね。その状況の中であえてあそこを選んだ理由、ほかの候補地がなかったのか。そして、ドクターヘリの離発着場。それで、私の記憶違いでなければ、あそこは緊急時の大型の離発着場にも指定されているというふうに、誤りでしたら申し訳ありませんけども、そういう関係、確認されておられますか。ですから、ドクターヘリについては、やはり人命第一、安心・安全を与える町行政の位置づけとしては一番上位に来るというふうに思っておりますけれども、ですから、選考過程を教えてください。

それから、保護者の送迎についてです。あそこは従前から大庭地区の運動会とかスポーツでよく人の出入りされるところですけども、国道178号線側に出るのは非常に危険な場所だと私は認識しております。その辺の関係は考慮されてるとか。それと、地元協議ですから交通量が増えるのは当然になります。そして、あそこは子供が通う通学路にはなっていないのか、その辺も調査されたのか。そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） まず、病児・病後児保育の関係で、7点御質問いただいたかというふうに思います。1点目、小児科がこの事業には必要だということに関しましては、当然、小さいお子さんから小学生までの間の子供をお預かりするという事業になります。しかも病児であったり病後児ということで不安を感じてる面もありながらのお預かりということになりますので、他市町、近隣の他市町の例を見ましても、小児科にお世話になってる例が非常に多いという状況もございますので、小児科に隣接を

した形で設置をさせていただきたいという思いでございます。その小児科、今回考えておりますあおぞらこどもクリニックに併設をすることで、本来、保育士、看護師それぞれの配置が必要なんです、特例措置として、看護師1名が特定の研修を受ければ、看護師のみの配置で事業が行えるということもありますので、そういったことも踏まえて人材確保の部分も含めて、今回御提案をさせていただいてるという状況でございます。

2つ目ですね、要綱は既に制定をさせていただいております。他の事業者から申込みがあった場合どうなのかということですが、これにつきましては、需要を見ながら必要性について検討をさせていただきたい、今後の検討課題になってくるものというふうに考えております。

利用定員でございます。以前、実施内容につきまして、資料配付をさせていただいております。定員の上限は2名ということで今、予定をしております。他市町の例を見ますと、やっぱり季節的な要因が大きいということで、時期によっては利用されない日もかなりあると。一方で、利用される場合は重なることも間々あるというようなこともお聞きしておりますが、当町としてはこれまで実施していない事業でありますので、今、申し上げた形で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

次、4つ目、消防との協議でございます。前回予定していた場所につきましては、マンションの一室ということで消防から御指摘をいただいて、なかなかこうクリアできない部分が多いということで断念をした経過がございます。今回は別棟の単独の建物ということでありますので、消防との協議は現在のところしてないという状況でございます。

町有地のこれまでの状況でございます。航空写真等で資料としてお示しをしておりますとおり、駐車場として現在利用している場所の空いてる場所を活用させていただくということで、特にまあ問題ない場所というふうに理解しております。この今回上げております工事請負費1,200万円の中には、上下水道の接続、電気の引込み等、附帯工事も含めて予定をしてるところでございます。施設管理につきましては、当然今の段階では、私どもあおぞらこどもクリニックに事業委託をするということで予定しておりますので、適正な管理をしていただくということで契約のほうさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、大庭認定こども園の関係でございます。町として、町全体としてのこども園の位置づけでございますが、現在、町立の園が3つ、私立が1つ、4園で町の就学前の保育教育を担っていただいている状況がございます。今回の耐震補強・改修工事におきましても、その位置づけは変更することなく、大庭でも引き続き保育教育を進めていくという思いでございます。

収容の定員数でございます。御提案している内容からは、特に部屋の大きさを大きく変更するものではございませんので、定員数につきましてもこれまでどおりということで考えております。ただ、定員数につきましては、国の基準で1人当たり1.98平米とか、3.3平米とかいった基準がございます。それに基づいて計算をして定員のほうは算

出をしているという状況でございます。

通園バスの乗降場所につきましては、今回、基本設計の中で、現在の建物をどう有効活用するのかということで基本設計をしていただいたというのが現状でございますので、今後、実施設計の中でできる配慮をさせていただきたいというふうに思っております。保護者の送迎の駐車場の場所につきましても同様の思いでございます。

保護者の意見をまだ聞いてないという御指摘でございます。今回、補正予算、御承認いただければ、保護者の方にも説明会という形で御意見をいただける場を設けたいと。先ほども申しましたが、現段階では基本計画、基本設計の段階ですので、今後の実施設計の中でそういった保護者の意見等も、職員の意見等も、もう一段確認をさせていただいて、できる範囲で反映をさせていただきたいというふうに考えております。

仮設園舎の選定場所の経緯でございます。当然、耐震補強も速やかにする必要があるというような状況の中で、仮設園舎も速やかに建てられる場所ということが求められるというふうに考えております。そうなりますと、第一に町有地ということが上がってくるのかなというふうに考えます。大庭認定こども園の近隣の中で仮設園舎が建てられる場所で速やかに建てられる場所ということで、いろいろと候補地を探していたところですけれども、現在、御提案をさせていただいてる山村広場の管理棟の横にある駐車場ということが、最終的に事務局として選定をさせていただいたということでございます。当然、ドクターヘリの離着陸を実施している場所であったり、防災ヘリの離着陸場所ということは事前に確認をさせていただいております。防災ヘリにつきましては、グラウンドの中が離着陸のポイントになっているということで確認をさせていただいております。ドクターヘリにつきましては、駐車場、舗装している部分を活用して離着陸をされてるということでお聞きしておりますが、こちらのほうから美方広域消防本部のほうに、仮設園舎の候補地としてこの場所を使わせていただきたいということを御説明申し上げました。町有地ということで町のほうの判断ということがあれば、その間の対応につきましては、別のところも含めて対応をさせていただくというような御回答をいただいております。

通学路ですね。通学路につきましては、仮園舎、仮設園舎の場所につきましては、通学路としては、その周辺については利用はないというふうに考えております。地元協議につきましては、この補正予算、御承認いただければ、保護者と含めて地元とも説明会の場で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） まず、消防の関係。別棟だから大丈夫っていうお話ですけども、前回そういうことがあって、なおかつ、今回は大丈夫だという根拠は何なんですか。一応、本来であればこういう事業に関しては事前にある程度の概要ができたときには、必ず事前協議されるものだというふうに私は理解しております。そうしないと、事業推進に支障になるのはもう当たり前の話です。ですから、前回の経験が何一つ生か

されてない事業推進ではないかというふうに捉えられても仕方がないんじゃないかなと思います。

それから、土地の関係です。駐車場っていうのは居住しないから土壌に関してはあまり問題視されておりません。でも、現在、建物を建てる時は、土壌検査、売買するときは、従前何して使ってた、残土捨場でしたとか、いろんな情報を仕入れて、その中できちっとした対応を取って建物は建てられています。ですから、駐車場で町有地だから大丈夫だという御返答では、特にこれは病児・病後児、子供を預ける建物です。その辺はしっかりやらないと、事前調査をしっかりやらないといけないことだと思うんですけども、改めてそこをお聞きします。

次に、定員2名ということです。ただ、時期によっていろんな利用形態があると、いろんなところからお話を聞きました。それでは説明には私はならないと思います。実際の利用想定、事業推進では、きちっとしたその辺の数値を押さえてから事業推進すべき。当然、この話は聞かれるものだという話の中で計画を立てられないといけないと思います。香美町ではどれだけの利用があったとか、照会できるところはたくさんあると思います。その上で、人口比とかそういう状況の中で、ある程度の推定、利用想定は出せる話だと思いますけども、改めて聞きます。当町の利用想定の数値を教えてくださいと思います。

それから、管理委託という話になります。どのくらいの金額かかるんですかね、この事業推進に、毎年。それをお聞きします。

次に、4園を継続するというお話です。それは町当局も施策として提案されてる中で、この耐震工事、改修工事、大庭認定こども園にとって今後展開される施策のどういうものがあるんですか。その辺の考え方を改めてお聞きします。

それから、定員数のお話です。これも本来、改修に向かうのであれば、定員数想定をきちっと出して、その辺の数字を出して説明するのが、事業計画推進では欠かせないものだというふうに私は理解します。改めてお聞きします、きちっとした定員数、この改修に当たっての定員数をお聞かせいただきたいと。それでなおかつ、国のほうが多分、園の定員数の人数変更が出てたというような、今後されるか、その辺が出てたというような記憶があります。まあ人数が少ないから関係ないということにつながるかも分かりませんが、その辺を改めてお聞きします。

それから、保護者の意見、せっかくこの……。提案するのであれば事前に全て話、じゃないんですかね。悪いんですけども、今の話だったら、決まってから決まってから決まってから、じゃあ、白紙委任してくださいよっていう話につながりかねないですよ。ですから、しっかりと議論してくださいっていうのは、そういう意味で言わせていただいています。

次に、仮設園舎。あそこ低所だと言いました、水が一番集まるところなんですね。それに対する対策をされない、何も考慮されてないと思われません。改めてお聞きしま

す、その対策はなされるんですか。そして、ここでも決まってから地元協議をされる。以前もありました、仮設園舎の話が出て、それから大庭認定……。とかいろんな話の中で、聞いてないとかいろんな話が後から出てきて、いろんな事例でもめたと、ちょっと言葉が悪くて申し訳ないんですけども、いろいろ異論が出たりした事案もたくさん聞いております。その中で、後回し後回しの政策が果たしていいのか、そこを改めて聞きます。

ですから、もう一つ、仮設園舎については、別に大庭認定こども園は、通園バスなんですね、メインが。それで短期間だというのであれば、もっと候補地はたくさんあると思います。その辺は考慮されましたか、改めてお聞きします。そして、これ保護者の送迎のどういうふうな安全対策を取られてますか、これは回答されてませんので、改めてお聞かせいただけますか。以上です。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） まず、病後児の関係で利用定員の御質問、改めていただいたかと思います。例えば、香美町でありましたり岩美町につきましては、公立の病院の中で小児科があるということで、病院の中に設置をされてます。定員は2名ということでございます。利用状況につきましては、先ほど説明させていただいたとおり季節要因が大きいということで、利用のない時期も相当数あるというようなことでお聞きしております。ただ、この事業につきましては、保護者の安全・安心ということですね、子育て支援という側面がかなり強いというふうに考えておりますので、近隣の市町に倣って、まずは定員2名から始めさせていただきたいという思いでございます。

消防との協議につきましては、先ほども申し上げました、議員御指摘のとおり事前に協議しておけば安心だというようなところもあろうかと思うんですが、別棟の建物ということになりますので、そこまではさせていただいてないという状況でございます。

駐車場ではない、人がそこで利用する建物だということで、そこに違いがあるという御指摘でございます。そこについても、御提案の場所は問題ないというふうに考えております。

管理の委託料の計算でございますが、現在、看護師1名を予定していただいております。あわせて、当然、光熱水費といったものが加わってまいりますし、あとは、その看護師1名の体制で、例えば看護師が一時外れるようなときもありますので、そうした場合はあおぞらこどもクリニックのほうから応援を来ていただいて対応するといったようなことも想定の中に入れておりますので、そういった方の人件費も入ってこようかないうふうに考えております。

大庭認定こども園ですが、これまで令和元年に教育委員会で町のこども園の在り方についてということで整理をさせていただいております。その中では大庭につきましては、福祉ゾーンということでささゆりとの交流とか、そういったことで特性を出していくということで、しっかりまあそういった対応もしていただいているところでございます。

引き続き、そういった福祉施設も含め、地域住民も含めて、園のほうの運営に関わっていただければというふうに思っております。

定員の考え方でございます。先ほど申し上げましたように、現在の部屋割りは基本的には変更しないということでございます。実際、以前お出しした資料としましては、向こう10年、10人前後の園児数は確保できるだろうという想定をさせていただいております。現在も4歳児、5歳児につきましては、10人を少し超えるぐらいの人数で推移していたかなというふうに思いますが、決してそれが今の4歳児、5歳児の部屋が十分に広いというような状況はないというふうに考えておりますので、今回の改修においても基本的には部屋の大きさは変更せずに、これまでの保育をしっかりと続けて生かしていただきたいというふうに考えております。国の方針としましては、来年度には1人当たりの保育できる人数について見直すということで通知は来ております。大庭につきましては、機能的には十分新しい基準以内の人数ということになっております。

保護者の意見について、この基本計画の中で聞くべきではなかったかというような御意見があったかと思えます。先ほども申し上げましたとおり、現園舎を有効活用するという中で、園の実際勤務してる方の意見は聞きながら、どこまで反映できるのかということを協議しながら、今回の基本計画をつくらせていただきました。先ほども申し上げましたが、今後、実施設計の中で御意見をいただきながら、可能な範囲で対応させていただきたいというふうに考えております。

山村広場のその駐車場を仮設園舎にということに対して、洪水対策は考えてるのかという御指摘をいただいた部分に関しまして、確かにそういった危険性はあろうかというふうに、ハザードマップ等ではそういうことになろうかなと思うんですけども、特に仮設園舎ということで、短期な期間が限られているという中で、大がかりな防災対策っていうのは難しいかなというふうに考えております。一方で、スクールバスの活用ということで、現在、スクールバスについては、役場、多目的集会施設の横のガレージにスクールバスは止めて運行してるんですけども、仮設園舎の期間につきましては、そのバスを常駐させて、速やかな避難に対応できるように考えているところでございます。

スクールバスがあるんだから、もうちょっとエリアを広げて考えれるんじゃないかという御指摘ですが、今、園児数が40人強いらっしゃる中で通園バスを使ってる方は10人強ということで、4分の1程度の利用ということでございます。保護者の利便性を考えると、どうしても現園舎の近くで選定する必要があるというふうに考えております。

地元の説明の御意見も改めていただいたところでございますが、ある程度、構想が固まった時点で協議をさせていただきたいということで、今回、基本計画が整って御説明をさせていただいて、今回の補正予算を提案させていただいております。その上で保護者、地元の方については、説明をし、御意見をいただきたいというスケジュールで進めてきたところでございます。

○議長（池田 宜広君） 課長、1点だけ。登校園児の園児というのは、登降園のときの

R 1 7 8 との合流点等の安全の配慮は計画にあるかと、説明等はあるかということが1点だけ、最初から漏れてます。続けて。

○こども教育課長（吉田 博和君） 保護者送迎のルートでございますが、以前、焼却処理場があった場所に向かう道が、十分広い道になってようかなというふうに思っております。そちらから進入をしていただいて、山村広場の中についてはですね、一方通行でぐるっと回っていただく、グラウンドのへりをぐるっと回っていただいて出ていただく、そういったイメージで車の走行の安全には配慮させていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） 3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） まず土壌、これについては検査すべきだと思います。もうこの問題はあちこちで、建築時に問題となって土壌問題はあります。ですから安心・安全という面では、土壌検査はすべきだと考えます。

次に、建築後の管理、確認、常時、配置をされるということですか。その辺が何かね、すごいあやふやなんですよね。だから、院内でしたら、多分常時配置じゃないけども、その中で、業務の中でという感じになります。何か、ですから、どういう形態なのかすごいこれ、建てた後のどういう想定で運営されてるかっていう絵が描けてないんじゃないかなと、今の話を聞いてる限り。そこは絵を描いていただかないといけないんじゃないでしょうかね。改めてお聞きします、そのところ。

それから、この大庭認定こども園、これ、今までで一番何で問題になってるかっていったら、敷地が狭いからっていうのが一番の問題なんですよね。それで、新たな事業展開ができない。従前から0歳児の受入れをお願いしますよっていう話も、今までは建物が古いからっていうことでやってきましたけども、その案もこれ今回の計画に入っていない。敷地が狭い中で無理やり改修して、将来にどのようにつながっていくか、改めてお聞きします。

そして、仮設園舎、短期間だからっていう話ですけども、それは行政としては少し言葉としては軽いんじゃないかなと私はお聞きしました。それで、バスは10人程度だから、保護者、多分、5分、10分遠くなくても、新しいものができるんだっていうことだったらわくわく感でその辺は辛抱してもらえると、私は思います。ですから、保護者を先にしたら、意見を聞いたらという話はその辺も含めてです。ですから、行政サイドの意見ばっかしの事業推進になってるんじゃないかなというふうに考えますが、改めてその辺はどうお考えかお聞きします。

そして、仮設園舎、保護者の送迎、ちょっとイメージが湧かないんですね。普通、あそこを使うときは、福富、それから国道178号線、旧国道178号線になるんかな、今、変わってますから、町道のほう、広い道、から久斗川の堤防、そこをメインに車、動くと思います。それで、大庭在住の人間であれば、多分その道はほとんど使わないです、国道178号線から入ります。特に久斗谷からの送迎は、国道178号線から入っ

て国道１７８号線に出ていきます。二日市、七釜、そっちも多分そうなります、基本。すごい私は危険を感じてます。もしこれが事業推進されるのであれば、仮設園舎は再考すべきだというふうに考えます。そこを聞いて終わりにさせていただきます。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 議員御指摘のとおり場所が限定されますので、０歳児保育が今回盛り込まれてないという状況がございます。０歳児保育に関しましては、町全体で考えるべきというふうに思っております。現状では、ゆめっこと明星認定で対応していただいている状況がありますが、この件につきましては、今後、町全体で考えていく必要があるのかなというふうに思っております。そういった中で大庭の位置づけですが、先ほど申し上げましたとおり、地域の方にかわいがっていただく福祉ゾーンとしての位置づけ、そういったもので、園の特性、特徴をつけていきたいというふうな思いでございます。

保護者の送迎の関係でございます。先ほど言いましたようなルートでお示しをして、守っていただくことが通園の安全につながると思っておりますので、そのことにつきましては、保護者にも一定の理解をいただけるものというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 課長、病児・病後児、土壌調査をすべき。

○こども教育課長（吉田 博和君） あ、はいはい、はい、すみません。

○議長（池田 宜広君） 建築後の委託等について金額はちょっと不明だということ、まず答弁。

○こども教育課長（吉田 博和君） 失礼いたしました。病児・病後児の関係、土壌検査につきましては、御意見として承っておきたいと思います。

事業実施後の管理に関しましては、基本的には職員、看護師１名常駐ということで考えておりますが、ただ、事前予約をしていただくということですので、予約がない場合は、例えば各園、子育て支援センターに出向いていただいて、その病気の関係でそれぞれ園で御指導いただくとか、そういったことで人材のほう活用していきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 認定に関してです。敷地の面積等が一番のネックじゃなかったかということと、再度、大庭認定の仮設園舎を再考すべきというのはいかがかということでした。はい、続けて。

○こども教育課長（吉田 博和君） 大庭認定こども園の敷地が狭いということに関しましては、答弁をさせていただいたというふうに思っております。

あと、その仮設園舎の再考でございます。冒頭にも申し上げましたように、一日でも早い大庭の耐震補強の整備ということを考えますと、どうしても場所が限られてくる、その中で選定をさせていただいた場所ということで、安全対策につきましても、申し上げましたように、ソフト部分での対応ということにはなりますが、通園バス、常駐することで速やかな避難ということで、災害時には対応させていただきたいというふうに考え

ております。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 澤田議員のお話を聞いてますと、前提是新築せと言わんばかりの、大庭は狭いとか新築を前提としたような御質問のように見えるんです。そうじゃないしに、これまでの経緯でね、あくまでも耐震化を急げ、そういう大前提があって今日にきておるわけです。そこをですね、新築の論議に、何かどうせするんなら新築したらいいようなそういう御質問で、そういう質問だったら最初から、この6年前からそういう論議をしていただきたかったなと思っております。ここまで来た経緯というものはありますから、あくまでも耐震、そして将来、人口減少に備えて、浜坂一本化であるとかそういう、新人議員が出てからはそういう意見が大変たくさんあったわけですけど、そういう経過を踏まえた上で耐震を急ぐ、そういう状況であります。ぜひ、論議が新築の論議になるんだったら、当然、新築を提案したい。それから、こども園については、従来どおり残していくというのが方針であります。教育委員会の方針も、大庭も残していく、そういう方針で来ておるわけです。ぜひそこをですね、十分に御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。昼食休憩に入ります。

午前 11 時 59 分休憩

午後 0 時 58 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

2 番、西村龍平君。

○議員（2 番 西村 龍平君） 大庭認定こども園の改修計画の件でお伺いいたします。

2 点あります。

まず1点は、以前、全員協議会でもお聞きしたんですけども、今回の改修に伴って、大庭認定こども園を運営していくについては、2点、法的に必要なだということで伺いました。1点目は耐震補強、2点目が建築基準法ということで伺ったんですけども、これ増築がなければ建築基準法を気にする必要がないということで聞いたんですけども、その構造的な見解を教えてください。

2点目、町長からも大庭と浜坂、2園存続ということでは言われたんですけども、今回この大規模改修を行った上では、やはり20年、30年も存続していくというような方向性だと思います。統合せずに2園存続ということやっていくということなんですけども、片や人口減少の予測が出た中でいうと、2050年に6,202人ということで、今の人口の半分以下になってしまいます。そういったときの出生率の予測も踏まえて、今の2園存続は20年、30年やっていくということでの考えでよろしいんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） まず1点目ですね、耐震補強はこれはもう必須だということで、我々としては理解をしております。一方で増築をしないということで、その建築確認申請、建築基準法がクリアできるかどうかということは、申し訳ありません、今ちょっと私は、詳細、承知してないんですが、増築をしないということで対応は可能かということでいいますと、1歳児教室の増築部分っていうのは、耐震診断の中で撤去が必要だということで指摘を受けております。それに基づいて耐震補強計画も作成されてるという状況がございますので、その減築になった部分をどうカバーするのかということになりますと、必然的に増築をしていくことが必須になってくるというふうに考えております。その中で園庭を一定維持できる範囲で、こういった増築ができて機能の追加ができるのかということの基本計画の中で検討させていただいて、御提案をさせていただいた内容になっているということでございます。

あと、今回の耐震補強・改修をした後、園の存続についてでございます。これまでからも繰り返し申し上げてるとおり、向こう10年ぐらいは、2桁の園児数が確保できる想定をさせていただいております。その後につきましては、町の政策というのが非常に大きく影響してくるのかなというふうに思います。現在では、やっぱ各園を残していきたいということですが、将来的には、例えばまちづくり、大庭に関していえば、浜坂インターⅡ期工事が延伸するという立地の中に含まれますので、まちづくりの政策、人口減対策といった中で、十分存続が可能な場所ではないかというふうに考えております。あと、増築がない場合につきましては、建築確認の申請は不要だということでございます。

○議長（池田 宜広君） 2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） もう一度確認なんですけど、建築確認の必要がないということは、増築しなければ建築基準法を気にする必要はないということでしょうか。

それと2点目の今の大庭の存続の件なんですけども、ここについては、人口減少ということが今後かなり深刻になってくることは、ここ人口を増やすということであれば別なんですけども、この予測というのは、私さらに下回っていく予測もできるかと思っておりますので、これが2050年に6,202人で、今、言った10年先もものすごく減ってくる予想がされてます、そういった中でいうと当然出生数も激減する状況になってくると思うので、それを踏まえて20年、30年存続していくつもりかということのビジョンなんですけども、その辺、10年を見て考えるということでよろしいんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 先ほど申し上げましたとおり、増築しない場合には建築確認申請の必要性はないということでお答えをさせていただいております。ただ、先ほど申し上げましたとおり増築をしないということが、園の現状の保育、教育の環境を維持できるのかということに関しては、増築は必要だという判断をさせていただいて

おりますし、一方で、例えば現在、各教室の間で防火壁が設置がされてないとか、排煙設備がないといったような、現在の建築基準法に合っていないような建物になってるっていうのは現状でございますので、その辺、園児の安全・安心というところも踏まえて、今回御提示をさせていただいてるような内容は必須だというふうに考えております。

あとですね、将来の考え方でございます。先ほど申し上げましたとおり、向こう10年程度は2桁の園児数が確保できるというようなことを申し上げました。そういった中で、十分今の保育、教育の環境というのはしっかりと担保できてるというふうに思っております。今回の御提案につきましては、今の園児、職員の安全確保、ここを主眼に置いて御提案をさせていただいている。また、今後につきましても、しっかりと施策として園を維持できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 西村議員の御意見は、町は人口は減るからそれに合わせて縮小しよう、実は、私からすればマイナス論法だと思っております。攻撃が最大の防御、昔からこういうことわざはあるわけですね。減るから減らそう、撤退しよう、まさに負の論法だと思います。やはり人口減少社会、新温泉町は県下でも消滅可能市町、そういう報道もあったわけですけど、やはりそこに、やはり打って出る、逆に増やしていくにはどうあるべきか、そういう前向きのまちづくりの考え方が最も重要だと思っております。縮小する、どんどん縮むような町に未来があるか、また、町外の人が選んでいただけることができるか、今、住んだる人がそういう町でいいのか、そういう論議があると思うんです。ぜひ、縮むから縮まないようにするには攻撃しかない、私はそう思っております。それはやっぱりまちづくりの大きな基本に据えていかないと、ますます報道どおりの消滅可能市町。持続可能な町にするには、やはり前向きに打って出る、そういう攻撃的な施策が必要だという具合に常々思っております。ぜひそういう視点で、前向きの論議を人口増につながるような子供政策をやっていきたい。ああいう報道が出たのは、逆に言えば、我々とすればプロジェクトチームをつくって前向きに取り組んでいけるチャンスが来たかなと思っております。そういう視点でぜひ理解をしていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） 私が議員になった3年前から同じ町長の答弁はいただいておりますので、その心意気は実に私もいいと思います。ただ、心意気と経営戦略はまた別だと思っておりますので、そこを冷静に見ながら将来の動向を見据えて、運営をどうするかというところは必要だと思っておりますので、要するに、ないよりあったほうがいいということよりは、私はいつか選択と集中のタイミングが来るというふうに思っておりますので、私はそれが、今、もしくはこの5年以内になるじゃないかという、これは私の考えです。ですので、心意気は別に私もポジティブに考えてますので、マイナスに考えているわけではないです。ただ現状のプラスの面と、片や経営の運営の部分ではまた冷静に考えて

いかないと駄目な数字の論理もあると思うので、そういったところをやっていかないと駄目だという両面があるというふうに私は考えていますので、その冷静な部分での発言をさせていただいたというところであります。町の考え方分かります。分かりましたけども、どの時点でそういったところが出るかというところがちょっと気になったので質問させていただいたというところであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 悲観論はよく分かります。悲観論の次にどう町を持っていくか、そういう話をいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） このたび、こども園の園長先生たちが皆、退職をされました。それで現在、新しい新たな雇用の形でなされているような形になっていると思います。それで、待遇面であるとか、こういった形の中で、例えば給与、給与費明細書が26ページから入っておりますが、その中でどのような位置づけになってなされているか、説明お願いできないでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 給与明細、総務課。

中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） この前の園長の件の待遇面、正規職員の通常の一般職の身分の中で、このたびは役職定年ということではなくて、一旦、定年退職という形を取りましたけども、任期つき採用ということで新たに採用した形で、同条件という勤務をしていただいております。給与費明細書につきましては、それぞれアの部分になります。会計年度任用職員以外の職員というところに計上されているということになります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 今までにない雇用の仕方だと思うんですが、一度再任用の方になって……。あ、今、役つきでっていう形で言われましたが、再任用の方になったら、待遇面はたしか7割とかいう話になってたけども、今回に限っては同じ仕事といえますか、仕事内容なので、待遇面は変わらずにっていう話の中でっていう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議員言われましたように、待遇面は基本的には変わらないという考えでよろしいかと思います。特殊事情ということで、我々、事務的な職員であれば交代、その次の代わり、採用、退職、採用という形が取れるわけですけども、こども園の場合は園長の次が不在になるということで、臨時的な措置ということでこういった形を取らせていただいております。

○議長（池田 宜広君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 以前であったら、町民課の課長が園長を兼ねたりとかそういうようなこともあったような気がしますけども、そういったことは全く考えられない、そしてまた今後もこのような雇用の関係っていうんですかね、が続くことも考えられるのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議員言われましたのは、合併直後のことを言われているのではないかと思います。そのときは認定こども園という形ではなく、幼稚園、保育園という中での、ゆめっこの場合が法的な形ではないこども園というスタイルを取っていたのではないかというふうに認識をしております。その当時と現状のこども園に対する環境も変わっておりますので、一定専門性の方が管理職になるべきだということで、事務的な職員を配置するということはなかなか困難だということです。今後につきましては、それぞれ現状、今の園長の思いもございますので、来年度以降につきましては、ここで申し上げることはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 病児・病後児保育の件で初歩的なことをちょっと聞いてみたいと思うんですが、説明の中で2名の定員ということがありました。大体どれぐらいの利用見込みというかですね、先進の例を含めて、どういう見込みを立てておられるのかなということ。それから、実際できたときに、入園というかそのサービスを受けるにはどういう手続でやるものかなと。保育園に行くようにばっと保育園に行って今日お願いしますで済むのかどうか、そんなこと。それから、この園、施設を造って運営するということですが、この運営経費はどうするのか。それは、例えば利用者負担なのか、町の負担なのか、それとも経営するクリニックの負担なのか、その辺りをちょっと教えてください。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 病児・病後児保育、定員2名ということで説明をさせていただいてるところでございます。近隣の他市町の例を見ますと、同じように定員2名という中で年間の利用者数、これがかなり年によって幅があるんですけども、100人前後というような実績というふうに聞いております。あくまで子育て支援セーフティーネットの位置づけということで、しっかりと子育てを支えていくという事業の位置づけだというふうに御理解いただければと思います。

サービスの手続でございます。今回の事業としては病児も含めてお預かりをするような想定をしておりますので、医療機関の受診ということを条件として求めています。隣接するあおぞらこどもクリニックに受診をしていただいて、預かれる状況かどうかを御判断いただいた上で御利用いただくというような流れを考えております。費用につき

ましては、一定利用者負担ということも考えておりますが、国・県の補助事業ということで、国・県・町それぞれ3分の1の費用負担をして、町が責任を持って実施するといったことで事業のほうを展開していきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 基本のところがよく分かりました。そういう中で今のやり方というのは、施設を造ってくれなのか、町が造るから病児・病後児保育というか、クリニックをお願いするということ。だから、町が施設を造るからやってくれということでの提案で理解したらええんでしょうか。うちにはすばらしい公立の病院があるわけですが、医師、スタッフが充足されておりますし、最近では看護師不足も解消されてですね、とてもいい条件であるという気がいたします。そういう中でこの病児・病後児保育というものを浜坂病院の中に設置すると、そんなことはできないものかという話が元に、元というか、前に返るようなことなんですけど、今回、施設を造ってということがありますから、改めて、その浜坂病院の中でのこの事業の対応ができないものかなと、そういうことを聞いてみたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 先ほども申し上げましたように、町が実施する事業という位置づけになります。その事業を委託をして実施をしていただくという位置づけで御理解をいただければというふうに考えます。浜坂病院での設置につきましても、令和元年に認定こども園の在り方についてということで、教育委員会のほうで一度整理をさせていただいた中に、大庭認定こども園で機能を改めて検討する中で、病児・病後児の実施についても検討すべきというような内容になっております。それを受けまして一度浜坂病院とは協議をさせていただいた経過がございますが、体制として非常に受けるのは難しいというような御回答をいただいているところでございまして、一方で町内で小児科を相当数請け負っていただいているというところで、あおぞらこどもクリニックに御協議を申し上げ、御協力をいただけるということが、令和4年度協議する中で確認が取れましたので、そちらのほうで事業を展開させていただきたいということで、現在進めてるということで御理解をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） はい、分かりました。それからすれば、浜坂病院が当時5年、令和元年でしたかね、元年に話をした段階ではちょっと無理があるということだったと、そういうふうな経過を聞きました。時間経過、病院の状態も大分改善されてよくなってるっていう気がいたします。そういう中で、この建物を建って病児・病後児を保育するということの段階において、病院とのやり取りなんかは全くなしということで、5年前に引いたレールをそのままいってると、そのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 令和元年以降、協議のほうは継続をさせていただいております。その中で令和４年度、あおぞらこどもクリニックと協議を並行して進めさせていただいて、何とか御協力がいただけるという方向が見いだせましたので、そちらの方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ございま……。

１３番、中井勝君。

○議員（１３番 中井 勝君） 今さらながらに、ちょっと病児・病後児の定義っていうのをお聞かせください。今、中村議員から質問があった浜坂病院との関連、令和元年から協議を進めてきたという話だったんですけども、実際に浜坂病院と、あおぞらクリニックと話をする前に協議されましたか。意外とね、今、病院スタッフ充足してるっていうのは現状ありますよね。以前から言ってます大庭認定に併設して、病児・病後児の施設もってというような話も当時聞かせていただきました。一番そういうのが、隣に病院、隣接して病児・病後児っていうのが、一番スタイル的にはいいというふうに思うんですけども、その病児・病後児の保育については、必ず必須条件として小児科医が必須条件なんですかね。いわゆる、例えば総合診療持ってますよね、浜坂病院。スタッフも結構充実してるんで、十分それは可能かなというふうに、僕的には思うんですけども、そういう、小児科じゃないと絶対駄目だよというのがあるのかなっていうのが１点。事前に、先ほど中村議員から聞いたら、いや、並行して協議はしてたって言うんですけども、実際に、できたら浜坂病院の事務長にお聞かせ願いたいと思います。どういうふうな協議の中で断られたのかお聞かせください。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） まず、小児科でなければならないのかということですが、必ずしも小児科でないといけないというような制度ではございません。ただ、小児科であることで、保護者の方が安心していただける部分は多分にあるのかなというふうに考えております。病院につきましては、単発で協議というようなことではなく、協議のほうは進めさせていただいての判断ということでございます。

○議長（池田 宜広君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 私が、現在事務長を仰せつかってるわけですが、この協議がどの段階でということ、ずっと進めてこられたという説明でしたけど、いささかその営みということについて、どうだったのかという部分は思っているところでありますし、当時は医師の確保、看護師の確保の面で、それに加えて、令和２年度、３年度にかけてはコロナの対応もあったという中で、そういった病児・病後児を浜坂病院でという問いかけがあったと言われてましたら、そういうことの認識は、私には、申し訳ないですけどなかったと言わざるを得ませんし、そういう協議の場を院内でなされたかということも、少なくとも令和３年度以降についてはございませんので、そういう答弁しかできません。

○議員（13番 中井 勝君） ちょっと休憩して。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午後1時26分休憩

午後1時38分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの質問に対しての答弁から入ります。

吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） まず、答弁漏れをしておりました病児・病後児の定義でございます。病気にかかっている、また病気から回復途中にある児童、それに対して、例えばこども園であるとか学校には通えない、そういったお子さんに対して、保護者が保育が仕事等の都合で難しい、そういったお子さんに対して一時的に保育を行う、そういった事業でございます。

浜坂病院との協議の経過でございます。申し訳ありません、答弁のほう訂正をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、令和元年、教育委員会で認定こども園の在り方を協議をさせていただいた中で、浜坂病院と一度協議をさせていただいております。令和2年度だったかと思っております。なかなか体制として難しいという回答をいただきました。その中で、令和3年以降、こういった形で開設できるのか、こども教育課の中で協議を進めてまいりまして、令和4年度に入りまして近隣の例を参考に、あおぞらこどもクリニック、町内で主に小児科をされている廣本先生のところに御相談に伺いました。その中で、廣本先生からは、大事な事業であるということで、できる協力はさせていただくという御回答をいただきました。そうした中で、廣本先生にお世話になる方向で事業をできるように進めてきたというのが令和4年、令和5年度の実況でございます。ただ、いろんな方面から浜坂病院での設置はどうなのかっていうような御意見もいただきまして、今年度に入りましてから、浜坂病院のほうに協議をさせていただきました。実際、浜坂病院の現在の小児に対する対応といいますか、が、例えば小児の予防接種については対応はされていないといったようなこと、また、実際の受診も、小児に関しては比較的少ない現状があるといったこと。逆に、町内の小児に対して幅広く対応していただいている廣本先生、あおぞらこどもクリニックが存在しておりますので、総合的に考えて、あおぞらこどもクリニックのほうで委託事業として実施をしていただく、そういった結論に至ったというところでございます。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 訂正をされたわけなんですけども、私が町の財政のことまで考えんでもいいんですけども、できたら公立病院、我が町が経営してる病院ですから上手に利用して、病児・病後児の保育もそこで同じような敷地でやれたら、一番コスト的にも安く上がるし維持経費もかなり抑えられるんじゃないか。新たに建物を建てると

というようなことをするのであれば、多分病院の敷地内にドクターの官舎がありますよね、多分空いてると思うんだけど、そこらを上手に利用すれば本当の改装だけで安い家賃っていうか、ランニングコストでできるんかなっていうふうに思うんでね、ぜひそうしてほしかったかと、今さらながらに思うんですけども。ぜひ、そういうところも総合的に考えて、考えてあおぞらクリニックにお願いしたとは言うんですけども、もっとそれまでに考えんといけんということがあろうというふうに思いますわ。何か、湯水のようにお金を使って、大切な将来ある子供たちのためですから、少々の費用は仕方ないとはいうものの、でもね、ある施設を上手に利用するっていうことも、行政手腕の一つだというふうに思います。

病児・病後児の定義ということで聞かせていただいたんですけども、例えば、私の思いからすると、今通園してます、子供が熱を出しました。そういうときに保護者が困って、どうにか受けてくれませんかいいっていうのを、多分受けてくれるんだろうなと思ったんですけども、そうじゃなくて、例えば認定こども園に通ってない子でも、それは受けていただけるんですか、病児・病後児。実際にランニングコストどれぐらいって、先ほどから何人か言ったんだけど、数字は出してませんよね。年間何百万円かかるとか、1人分の人件費相当って言ったかな、あと水道光熱費、トータルしたらどれぐらいになるんですか。それもお聞かせください。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 基本的には、保育園等に通ってないお子さんに関しましては、保育の必要性というところで考えますと、対象にはならないというふうに考えております。年間のコストに関しましては、ちょっと手元に資料はないんですが、当初予算のほうで委託料として計上させていただいた金額が年間のコストというふうに御理解いただければと思います。

○議員（13番 中井 勝君） 幾らだ。

○こども教育課長（吉田 博和君） ちょっと確認して報告させていただきます。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今回の病児・病後児保育、ポイントは小児科医がいて、常駐している、これがポイントです。あくまでも専門医としての小児科の先生、これが常駐しているということが大前提。そういうことで、コストという面も御心配は分かるんですけど、それよりも専門の医師がおって、安定的に子供たちの病児・病後児保育ができる、こういうのが大前提ですので、ぜひそこを御理解いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 費用の関係です。今年度当初予算のほうで、事業委託料ということで707万7,000円計上させていただいております。これが年間の経費ということで御理解いただければと思います。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 最後、別に町長にポイントを聞かんでもいいんですけど、別に法的に小児科医じゃないと駄目だと言ってるんでしょ。だから、ポイントも何もないんですよね。ドクターであればいいというふうに理解させていただきましたけど、そうですね、課長。707万円っていうんですけど、年間に700万円、これは途中からですね、年間通したらですか。それとも、これからの残月、例えば完成してからから半年分ぐらいの費用ですか、それとも1年丸々じゃないんですよね。通常に運営すると、年間どれぐらいかかるという数字が教えていただきたい。先ほど、確認しときますけど、町長、ポイントって言ったけど、ドクターであればよろしいんですよね、そこだけ確認させてください。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 当初予算につきましては、もう4月から開設という思いの中で、年間の経費で計上させていただいておりますので、年間700万円というふうに御理解いただければと思います。ただ、その中で実績としてどれだけ補佐的な業務、その専属の職員以外が従事するのかといったようなところも影響してくるのかなというふうに思いますので、実際は清算した年間の金額ということになろうかなと思います。法的には小児科に限定されてるものではございません。ただ、町長が申し上げましたとおり、小児科で対応していただくことで、保護者の安心につながるという思いは強く持ってるところでございます。

○議長（池田 宜広君） そのほかございますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 先ほどの同僚議員の質問の中から出たことで、事前予約が必要ということでしたけど、その事前予約っていうのは、どこまで事前でなければならぬのか。前日まででないと対応できないのか、当日早朝とかであればいけるのか、その辺りのちょっと線をお聞きしたいのと、それから常駐職員ということでしたが、それで、もしそういう需要がないときはほかの施設に行って云々というようなお話もあったんですが、もうちょっとその具体的な説明をお願いします。もちろん、この常駐職員という方は、当然身分的にはあおぞらクリニックの職員ということになるわけですよね、公設民営という形ですから。そしてそれが、その方の委託料が人件費に計上されているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 当然、病児・病後児の事業に関しては、急な発病ということも考えられますので、そのときの予約状況に応じて対応することになるのかな。当日でも空きがあれば受けていただけるというふうに考えております。

業務につきましては、利用がない間で各施設を回っていただいて、保健事業に従事していただくとか、保健に関するチラシを作成していただくようなことも想定できるかなと思っております。こちらにつきましては、受託者と協議をしながら、また利用状況も

見ながら相談をさせていただくことになろうかなと思います。

○議長（池田 宜広君） 6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 事前予約の件ですが、ということは、その日に全然予約がなければ、急な対応も対応できるというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） 専門の職員が対応するという形を取っておりますので、予約がない、空いてる状況であれば対応はしていただける。ただし、病気の状況によって、ドクターのほうで判断されるということは御理解いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ございませぬね。

質疑を終結し、討論に入ります。（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 1 分休憩

午後 1 時 5 1 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

3 番、澤田俊之君。8 番、もとい。

本案に対する修正動議を提出ですね。はい、どうぞ。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 3 番、澤田です。本案に対する修正動議を提出させていただきます。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 5 2 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 本案に対する修正動議を提出いたします。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 5 4 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

本案に対して、澤田俊之君外 2 名及び河越忠志君外 2 名から、お手元に配付をいたしました修正の動議が提出をされています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 議案第 5 1 号、令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議です。

上記の動議を地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び新温泉町議会会議規則第 1 7 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。令和 6 年 6 月 1 8 日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。発議者は、私、新温泉町議会議員、澤田俊之、同じく、米田雅代議員、同じく、中村茂議員の 3 名です。

修正案は、次のページを見てください。修正内容は、第 1 条中、2 億 8, 1 0 8 万円を 2 億 6, 9 0 8 万円に、1 3 5 億 3, 6 0 8 万円を 1 3 5 億 2, 4 0 8 万円に改めるものです。

第 1 表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。まず、歳入は、1 5 款 2 項国庫補助金の補正金額を 4 0 0 万円減額、1 6 款 2 項県補助金の補正額を 4 0 0 万円減額、1 9 款 2 項基金繰入金の補正額を 2 0 万円減額、2 2 款 1 項町債の補正額を 3 8 0 万円減額修正するものです。歳出は、3 款 2 項児童福祉費の補正額を 1, 2 0 0 万円減額修正するものです。

また、第 3 表、地方債補正についてですが、起債の目的の合併特例債、事業債の病児・病後児保育施設整備事業を 3 8 0 万円減額し、限度額を 2 億 9, 0 2 0 万円とし、計を 1 8 億 1, 3 0 0 万円に修正するものです。

一番最後のページを見てください。歳入歳出補正予算事項別明細書の一番下の 3、歳出を見てください。1 目児童福祉総務費の工事請負費 1, 2 0 0 万円を全額減額いたします。前ページの歳入は、1 5 款国庫支出金、2 目民生国庫補助金の補正額を全額減額。1 6 款県支出金、2 目民生費県補助金の補正額を全額減額。1 9 款繰入金、1 目財政調整基金繰入金の補正額から 2 0 万円を減額。次の、2 2 款 2 目民生債の補正額から 3 8 0 万円を減額します。内容は以上のとおりであります。

続いて、本修正案の提出理由を述べさせていただきます。まず初めに、本修正案は、病児・病後児保育整備事業に反対するものではありません。これをはっきりと申し上げさせていただきます。この病児・病後児保育整備事業は、令和 5 年度の補正予算で看護師の資格講習の補助等で事業が始まっております。それは、あおぞらクリニックの中の施設に、この病児・病後児施設を設置するという当初案でありました。しかしながら、消防設備等の設置等の問題が起こりまして、この案は白紙になったと、一応私は理解しております。このような状況の中で、本来、病児・病後児保育事業は施設をつくるだけでなく、子供、保護者視点でより施設を利用してもらいやすい施設にする大きな目的があると思います。

つまり、新温泉町における子育て環境を全体的に考えて、事業を計画し推進するものでなくてはなりません。具体的に言えば、今回の質疑の中でありましたこども園に併設、新温泉町の医療の中心である公立浜坂病院に設置する等々、いろんなことが考えられ可能性があります。そして、今、子供・子育てに関しましては、国の政策が大きく変わろ

うとしております。こども誰でも通園制度、それも6か月から預け入れ等々、いろんな制度の変革期であります。このような中、この病児・病後児の保育整備事業についても、その辺を含めながら推し進めるべきであります。今、一刻を争うというのであれば、町有施設の既存の建物を活用して対応することも可能だと思います。

今回の質疑の内容を皆さんお聞きになったと思います。事務当局の回答で、将来ビジョンが描かれたでしょうか。私はノーとしか言いようがありません。ですから、いま一度立ち止まって、この町にとって何が一番いいのか、改めて考える必要があるのではないのでしょうか。ですので、本修正案を提出させていただきました。

設計監理委託料100万円については、そのまま減額をせずに置いてあります。いま一度、立ち止まって、この町の将来をしっかりと考えていただいて、本事業を推進していただくように皆様の御賛同をお願いいたします。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。どうぞ、自席へ。

次に、8番、河越忠志君。説明をお願いいたします。

○議員（8番 河越 忠志君） それでは、議案第51号、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議について説明をさせていただきます。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和6年6月18日提出、新温泉町議会議長、池田宜広様。発議者は、私、新温泉町議会議員、河越忠志、同じく中井勝議員、同じく小林俊之議員の3名です。

修正案は、次のページを見ていただき、第1条中、2億8,108万円を2億6,708万円に、135億3,608万円を135億2,208万円に改めるものです。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。まず、歳入は、22款1項町債の補正額を1,400万円減額修正するものです。歳出は、3款2項児童福祉費の補正額を1,400万円減額修正するものです。

また、3表、地方債補正についてですが、起債の目的の緊急防災・減災事業債のこども園施設整備事業を1,400万円減額し、限度額を3,560万円とし、計を18億280万円に修正するものです。

最後のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の一番下の3、歳出をご覧ください。3目認定こども園費の設計監理委託料、大庭認定こども園耐震補強・改修工事設計の補正額から1,400万円を減額いたします。その上の歳入は、2目民生費の補正額から1,400万円を減額します。

内容は以上のとおりです。

この修正案を提出させていただいた理由は、大庭認定こども園の定員に対する利用率が40%に達していない現状で、管理部門が手狭であったとしても既存規模にとどめる工夫もなく、安易に増築する計画になっています。そのため、今回の計画は、建築基準法上の既存不適格部分への対応も加わって、新築に相当する工事費用になっています。

つまり、定員からすれば新築の2.5倍相当の工事費をかけているといっても過言ではありません。

今回の説明においても、工事費用の財源は明らかにされておらず、浜坂認定こども園の整備規模さえ提示しようとされてない。ある意味で、場当たりの事業推進になっていると言わざるを得ません。こういった形で事業推進をすれば、私たちの町は必ず行き詰まってしまうと思っています。

現在でも職員不足は深刻であり、町全体の保育の受入れも不十分な状況です。今後の多様な保育サービスを考える中で、人的効率化、施設の効率化がなければ十分な保育環境の提供はできません。大庭認定こども園、浜坂認定こども園を、そのままいつまでも維持しようとするために、必要な保育環境を提供できないことは本末転倒ではないでしょうか。

昨年12月議会において、令和5年度一般会計補正予算（第6号）で私たちが承認した内容は、大庭認定こども園の基本計画という業務だと説明を受けました。基本計画は、様々な条件に対する未知の可能性を検討する業務です。しかし、その予算で発注された業務仕様書の内容は基本設計になっていました。基本設計は、求めるものが決まっていて、それを形にする業務です。費用が幾らになる、そういったことを検討する業務です。明らかに、私の思いからすれば欺かれた感を否めません。さらに、現在の計画では、0歳児は受け入れないものです。つまり、この地域、あるいは社会的に求められている保育環境が整っていない不完全なこども園にとどまっている計画です。

この修正案は、耐震性不足という喫緊の課題と最低限の不便、過ごしにくさの解消を目的とした既存規模での整備を求めるものです。そのために必要な設計監理費用を、1,000万円として想定したものです。先ほどの説明の中に、一部取壊しがなければ耐震性が保てないという御説明がありました。しかし、私は建築の技術者として、構造を分離し、耐力の足りない増築部分を補強すれば難なく維持できる、そう考えています。そういった意味の中で、現在の規模を維持しながら施設を改良することは十分可能だと、そんなふうに認識しております。どうか皆様の賢明なる御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから澤田俊之君の修正案に対する質疑を行います。

3番、澤田俊之君、登壇お願いします。

それでは、提出者に対する質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 病児・病後児保育は、皆さんが求めてこられた事業です。この事業をまた今日、以前、令和5年度の補正予算で、このあおぞらこどもクリニックで向かうということで、あおぞらこどもクリニックの看護師の対応のための予算を皆さ

んで通しました。あおぞらこどもクリニックで行うっていうのは、皆さん承知の上でここまで来たのですが、なぜ今さらそこから覆さないといけないんですか。そうすることにより、また事業が遅れてしまいます。その責任っていうのも問われると思うんですけど、いかがお考えですか。

○議長（池田 宜広君） 答弁。

○議員（3番 澤田 俊之君） それは私、提案理由の中で、令和5年度の看護師の補助ということで予算が通りました、事業は始まりましたというのは承知しております。ただ、行政の中で一番大事なのは、新規事業は新年度予算でしっかり議論して業務を推進するという大きな大事なところが抜けていると。その案に対して、私は質問させていただいてます。そして、ただ病児・病後児を院内でするという大前提の中の業務推進だったと思います。今は、その業務が別途、要するに同一敷地ではなく、それから離れた町の土地になってる。これは当初の案と大幅にずれてるものです。何が一番の中で共通事項かと言われますと、あおぞらこどもクリニックに委託をする、その1点であります。先ほどは言いませんでしたけども、その施設を活用するときにはあおぞらこどもクリニックに受診してもらいますというような答弁がありました。それを、私はあえて今回の提案理由の中には入れてませんけども、言わせていただきます。それをこの行政が認めるとなると、ほかの医院の医師の診断の下では、その施設は使われなくなってしまうということにつながると、私は大変危惧してます。そういうことで、一度白紙にしていだきたい。しっかりと十分、総合的な考えを持って向かっていだきたいということです。以上です。

○議長（池田 宜広君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） この事業は、令和元年以前、もっともっと前から提案ありました。そのお母さん方、町民の方、保護者の方たちの意見を踏まえ、急いでというか、本当に待たせてましたので、その努力で少しでも早くするために、当初予算での計画でなく補正でかかってくださったと私は理解しております。ですので、新年度になってから、次になってからというのを待っているのではなく、早く手を打ってくださったというふうに理解しています。また、場所につきましても、仕方がないというか、そういう経過がありましたので、それはそれなんですけど、あおぞらこどもクリニックで診察しないといけないという条件があったとしても、ほかの病院で診てもらってはいけないとは言ってます。ほかの病院で診てもらって、それで預けるんだったらやはりあおぞらさんに行ってみたらというような感覚で言ってもらえたら、お母さんにしたら二重の安心です。大体、病児・病後児保育というのは、病院で認められるというか、登園ができるまでの間というような前提がありますので、どちらにしても病院で診てもらえないと登園できません。そういった間、保護者の方たちはお仕事を休まないといけないというようなことでこういったものが求められてきました。早い、早い設置を求めています。

議会としては、こういったような事業を進めるということも大変大事な、早く進めるというのも大事な責任だと思います。遅くなっているのに、これ以上遅くするのはおかしいと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（池田 宜広君） 答弁、どうぞ。

○議員（3番 澤田 俊之君） まず、この事業が遅れたことが議会の責任というような御発言だったと思います。この事業提案は行政サイドです。行政サイドが提案をしなければ内容審査はできません。声を上げることはできます。ですから、一般質問等でいろんな議員の皆さんが、病児・病後児は取り上げられておりました。それを放置してたのは行政サイドです。その点は、お間違えのないようにしていただきたいと思います。それで、一刻も早くといいますけども、この議会の存在意義として、行政がしっかりと目的を持って事業推進をするかどうか、監視をしっかりと審査して適正かどうかを判断するのが大きな責務の一つだと理解しておりますので、浜田議員の言われることは少し私には理解ができません。ここは審査をしっかりとすると、そして将来に禍根を残さないようにしておく一番大事なことだと思います。

それから診察の件、これ非常に微妙な話になってきます。今の質問は大きな問題になってます、じゃないかと私は危惧しますので、それに対する回答は差し控えさせていただきます。

○議長（池田 宜広君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 遅れているのは事実です。提案されていなかったっていうのは、浜坂認定こども園のことがかかってきてましたので、私はそのように感じております。浜坂認定こども園が計画が遅くなり、この病児・病後児保育、大庭認定こども園、両方遅れてるのは議会の責任もあると認めざるを得ないと思います。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、答弁。

○議員（3番 澤田 俊之君） 私は、議員としてこの場に立たさせていただきました。その12月の一般質問で、大庭認定こども園、耐震補強しないのかという質問もさせていただいております、大庭だけ放置ですかと、行政責任を放棄するんですかっていうお話もさせていただいております。ですから、常々、浜坂地域の認定こども園の将来像を示してくださいと。これを当局に度々、私だけではありません、多くの議員の皆さんがその質問をされております。その中で出てきたのは、大庭の議論ではありません。浜坂認定こども園だけです。そして、大庭が出たのは今回が初めてです。浜田議員が言われる浜坂、大庭、両方のことを言われるのであれば、当然、町の将来の認定こども園の在り方、議論から入るべき話だと思っております。ですので、議会の責任としては何ら不的確ではないというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 今回の修正案については、関連予算全額削除ではなく委

託料１００万円は残すというふうにおっしゃいました。では、この１００万円をどのように議員は使って、どういったものを考えておられるのか御意見をお伺いします。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、答弁。

○議員（３番 澤田 俊之君） 提案説明の中でお話しさせていただきました。町の将来のために、病児・病後児の在り方を検討していただくということがまず第一です。そして、その次に、私は公立浜坂病院内に設置とか、こども園に設置とか、そういう方向性もあると。ですから、国の示した指針の中には、こども園併設型も認められてます。そういう意味合いの中で、私は、先ほどの質問もありましたあおぞらこどもクリニックは、１回事業が廃止になったという考えを持っておりますので、全て経費を削ってしまうと事業をストップしてしまうことにつながるのではないかとということで、あえてこの費用項目は残させていただいております。あえてです。事業推進するためです。

○議長（池田 宜広君） ６番、森田善幸君。

○議員（６番 森田 善幸君） この委託料は、あくまで今回の建設の設計監理委託料であって、これでそういった新しい計画を立てる費用として充てられるのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） どうぞ。

○議員（３番 澤田 俊之君） それは捉え方です、修正動議。ですから、予算というのは、当然予算審議の中で目的をしっかりと町当局が説明して、その中で議員は判断させていただきます。そして今回、私はここの部分は白紙にして、再度検討してください、その費用に使ってください。ですから、浜坂病院でもしするとすれば、当然設計も必要になってきます。そういう意味合いの中で、将来にわたってその辺の事業推進を認めるためにあえて残しております。

○議長（池田 宜広君） ６番、森田善幸君。

○議員（６番 森田 善幸君） 一度白紙に戻すなら、全ての関連予算を削除すべきだと思います。委託料の、そもそも目的が変わってくるわけですし、そういった、例えば浜坂病院に関する改修等の設計で、じゃあ、１００万円で足りるかというような議論もありますので、どうもその辺り、澤田議員の修正動議、ちょっと、何といいますか、中途半端といいますか、もう削除するなら削除で全部すべきだったのではないのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） どうぞ。

○議員（３番 澤田 俊之君） 先ほども言いましたけども、予算の中で流用もある部分可能な範疇もあるんですね、項目間の。そういうことは、行政サイドの中で検討できる事案なんですね。その中で、全部削除っていう話になってくれば、当然、議会が病児・病後児を推進しないっていうことになってしまいます。だから、森田議員の言われることも分かります。しかしながら、残すことであえて町民の皆さんに対しては、病児・病後児は議会として絶対してはいけないというのではなくって、事業推進は賛成ですという意思表示のために残させていただいてるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませぬね。

それでは、質疑を終結いたします。

澤田議員、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 7 分休憩

.....

午後 2 時 2 7 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

暫時休憩します。

午後 2 時 2 8 分休憩

.....

午後 2 時 2 8 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

討論に入ります。

7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

ただいまの病児・病後児保育施設建設についてです。この事業は、長い間保護者の方たちの夢、夢というか希望でありました。当然、計画にも何年も要しております。ようやく一步進もうとしています。今までたくさんの住民の方の声を聞いての計画と思っております。この事業は当町にとって、子育て支援、働きやすい環境づくりにとても大きな影響を与える事業となります。当町は、幸い子育て支援に恵まれていると保護者の方からも喜ばれていますが、この病児・病後児保育、認定こども園に対しては、少し、少しというか、かなり後れを取っているのが現状です。ここでようやく、病児・病後児保育について進みかけている話を議会で覆してしまうと、また子供たち、お母さんたちはちょっとがっかりするのではないのでしょうか。今まで、待って、待って、待ってきた子供、保護者に、夢のある事業として病児・病後児保育をしてあげると、安心・安全の町ということで認められてくるのではないのでしょうか。

さっきも申しましたが、令和 5 年度の補正予算で看護師の対応のための予算を皆さんで通過しました。この時点で、あおぞらこどもクリニックの対応ということで認められています。浜坂病院もありがたい話とは思いますが、一度あおぞらこどもクリニックで進めた話を後退させるのはいかがなものかと思います。これよりも遅くならないように、皆様の御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、原案に反対の立場での発言を許可いたします。ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 修正案に対する賛成の立場での討論をさせていただきます。

ある方から言われたことがあります。新温泉町の女性の就労率は、全国の平均よりも高いってことを知っているかと言われたことがあります。この病児・病後児保育事業というものは、私はまさしくそのような就労されている女性、保護者の方の背中を押す事業であると思っております。ですので、今回の修正案の、私が一番賛成したいと思ったのは、全てを否定するのではなく、この100万円を残した点であります。ただ、保護者の方に安心感を持って働いていただくために、今の質疑の中での当局の答弁、十分に安心感を与えることのできるものでしょうか。まず、消防署、最初の分でマンションの1室併設型でするときに、消防のほうで意見があり、その分は崩れました。普通において、行政が事業を推進しようというところで、行政からきちっと消防に確認をされるのは、これが事業の進め方の第一歩ではないでしょうか。その上で、消防のほうから指摘があり、いろんな形で話をされた中で、やはりこれは駄目であると。それで、次に、じゃあ、何とか、併設ではないけれども、できるだけ近く場所に新しいものを建てましょうであれば、当然、土壌調査をなさって、しっかりと、この場所は安全な場所であると宣言をされなければなりません。

その上で、また、消防でつまずいたわけですから、消防にも確認を取り、そういった形の中で、1つずつ確実に事業を推進されるべきです。それが、保護者の皆さん、町民の皆さんに、うちの行政は大丈夫、しっかり任せておける、そのような事業の進め方であろうと思います。そして、また、いろんな財政の問題、いろんなことがある中で、いろんな候補をもう一度考えてみる、それも一つのやり方であろうかと思います。であれば、本当にあおぞらこどもクリニックに任せる、それ以外のやり方、いろんなやり方あるのではないかと、そういった、模索と言ったらおかしいのかも分かりませんが、そういった中で、1つずつ1つずつ前に前に進めていく、これが行政の仕事の進め方だろうと思います。その意味で、この残された100万円を有意義に使っていただきたい。その意味で、私はこの修正案に賛成をいたします。皆さんのより多くの賛成をお願いをして、私の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池田 宜広君） そのほか、討論はございますか。原案に対する賛成でしょうか。まず、原案に対する賛成者の討論はございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ございません。

原案に対する反対者の討論は、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 修正案に対する賛成者の討論がありますか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 澤田議員の修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、当初、あおぞらこどもクリニックに併設して、病児・病後児保育が運営されることに賛成の立場を持っていました。その中で、消防からの指摘により、できないという報告を受けました。私は、仕事上、非常に疑問を感じました。共同住宅の場合は、各共同住宅が耐火構造の床や壁で区画されています。今回のクリニックも区画されています。そして、隣接してる住戸も区画されています。そういった疑問がある中で、担当課はその後の協議をされなかったという報告を今議会でも確認しました。私は、先日、美方広域消防本部予防係に御指導を仰ぎました。実際には、隣接する……。

○議長（池田 宜広君） ちょっと、河越議員、待って。傍聴席、静かにお願いします。どうぞ。

○議員（8 番 河越 忠志君） 住戸であれば、区画を確保することはできます。つまり、既存の施設を利用しながら、病児・病後児保育のサービスを提供できる場が可能になります。しかし、その協議を全く打ち切られた。実際には、隣接するという説明の中で、広域消防が、受けられた報告の中では、あおぞらこどもクリニックから最も離れた、1 階ですけれども、離れた位置にある住戸を借りるという説明を受けられた。そのため、実際にくっつかないということから、区画が難しいということを判断されたと思います。ただ、実際に行政が本当に事業推進されたいのであれば、隣接する住戸の方と折衝をして、替わってもらえませんか、その中で事業推進が可能になるんです。つまり、あおぞらこどもクリニックの御都合の中で、場合によってはいつ事業をやめられるかもしれません。また、水曜日が定休だということもお聞きしてます。私は、保育のニーズは多様だということを、先ほどの修正動議の理由の中にも上げました。様々な保育ニーズがある、その中で、水曜日、休みであったり、低年齢の子供が診てもらえなかったり、様々な不都合があるのであれば、様々な病児・病後児保育も目指す必要がある。あおぞらこどもクリニックができればそれで万々歳ではなくて、ということであれば、様々な可能性を担当課は目指すべきだと思います。そういったことの中で、今これを推進してしまえば、立ち止まってしまいます。私たちが目指す多様な保育ニーズを満足できる環境をつくることはできません。ぜひこの修正に御賛同いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

本案に対する、澤田俊之君外 2 名から提出された修正案に対して採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立少数、7名であります。よって、修正案は、否決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後2時42分休憩

午後2時53分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じて再開いたします。

次に、河越忠志君の修正案に対する質疑を行います。

河越忠志君、登壇してください。

提出者に対する質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 何点か質問させてください。河越議員は、大庭認定こども園についても現場を熟知されてると思いますが、その点はいかがですか。

それと、もう1点、先ほど提案理由の中で、今回の大庭認定こども園の補強、改修等計画、この中で4億1,800万円と、こういう金額、出ておりますんですけども、これは新築に相当するような金額なんでしょうか。建築士でおられる以上は、言っておることについて間違いはないと思うんですけども、どうでしょうか、その点。

○議長（池田 宜広君） 答弁、どうぞ。

○議員（8番 河越 忠志君） 私は、現在の建設物価においても、十分建築可能な単価だと思っています。私の個人的な報告においても数値を出させていただいてますけども、平米当たりでも55万円ぐらいの金額になっています。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） あれですか、4億2,000万円あったら新築ができるということですか。当局のほうの積算がおかしいと、そういうことなんですか。建築士ですから、当然それについては根拠のあるものとしてあなた自身が発言してると思うんですけど、その点をお尋ねします。

それから、もう1点、先ほど言いましたけど、利用率が40%って言われましたけども、大庭認定こども園の。現場は、結構スペースも狭くて、なかなか大変な保育の状況なんですけど、そういった現実は見られてますか。

それから、もう一つは、耐震化には、河越議員はどういう態度なんでしょうか。私は、もう一日も早くやってほしいと、子供たちのことだから。そういった危ないところに一日でも置いときたくないと、そう思ったんですけども。

それから、0歳児保育、確かにスペースがない、土地もないと、そういうことで当局

は言われてるんですけども、この0歳児保育を、元から河越議員は言われていましたか。一緒にしたら、いわゆる、そういうスペースも取ってやれと。私はにわかにこの話が出てきたように思うんですけども、あなたの口から。その点はどうか。

○議員（8番 河越 忠志君） まず最初に、建築については4億2,000万円で、少なくとも今の規模、レベル、さらには、今、40%未満という利用率の件をお話ししました。それは、実際の定員に対する利用者の数、利用者の数を定員で割った数、数値が40%を割ってる。つまり、施設の面積からいけば、極端に言えば、単純計算すれば4割で済む、もちろん狭いということについては認識を持っています。それは、特に管理部門等あります。今年の3月に行われた卒園式に、私は寄せていただきました。そのほかでも見てますし、実際の平面図も入手しています。そういった中で理解しているつもりです。そして、私は、耐震化すべきだと発言したのは、私が一番最初ではなかったかなと。耐震診断の結果が1月に出て、3月の一般質問で町長に対して、大庭認定こども園と浜坂認定こども園と、どちらが大切ですか。大庭認定こども園、耐震性がない、それが分かっているながら、どうして先に、簡単にできることをされないんですかっていう発言をさせてもらいました。

また、今回、0歳児についてお話ししたのは、これだけの費用をもしもかけるのであるなら、あるいは、これだけの費用をかけて一定の期間、大庭認定こども園を維持されるのであれば、そこに0歳児保育環境がないということは大きな欠陥だと私は思っているからお話ししたんです。だから、もしもこれが、今日、明日の話ではないとしても、そう遠くないときには一つにするということは想定、ほとんどの方がされてると思っています。私も、人数については、今年の4月1日のこども教育課の資料の中にその利用者の数もあって、そうすると、現在の浜坂認定こども園の定員に対して、今、利用されてる、浜坂認定こども園を利用されてる方と大庭認定こども園の方が全部入っても、浜坂認定こども園に収まるんです。そういったレベルに現時点である。そういったことの中で、一定レベルの広さが要って維持するということは、ハード面でも人的にも足りないのに不効率な形をやって、でも、受け入れられませんよっていう現実がある。そこについて、解消を目指すべきではないでしょうかというのが今回の話です。

だから、次、浜坂認定こども園の整備のときに、大庭認定こども園がこんだけあるんだから、いや、浜坂認定こども園はこんなちっちゃい規模でいいねっていう話で提起されるのであれば、我々は理解できるかもしれませんが、ただ、それが全く提示されずに、同じように、当初と同じように、1,900平米が提示されたら、私たちの町の財政はどうなるのでしょうか。当時の説明でも、補助金は1億円ですというお話でした。今、どうなってるかは算定できませんけれども、そういったものが全て明らかにされた上で、財政的に見通しを持って、この町に若者が残ってもらえる施策が打ててないのが現実なんです。岩美町の町長が、岩美町は建築ブームです、新温泉町の方々がたくさん家を建ててくれますとお話しされるそうです。私が直接聞いたわけではないけれども、そうい

ったことをお話しされる方がいらっしゃいます。

まだ、施策が打ててない部分がたくさんある。そういったことの中で、こども園整備だけに一体何億円かけるおつもりなのか。そういったことを含めて、今回は、少なくとも無駄のない急ぐところを整備すべきだと。安全な部分は当然必要だし、不便な部分の解消も必要でしょう。ただ、効率を求める必要もあるのではないかと、そういった提起が今回の目的です。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） いろいろと聞かせていただきました。ぜひ、6年も7年もたなざらし、子供たちにとっても、対象の本当にお母さんやらも、何とかしてほしいと、そういう声が聞こえてくるんですよ。だから、いろんな御自分の思いがあっても、推進を何とかしようじゃないかと。ならば、私の図面だったら、これ新築できるよって、これが当たり前じゃないですか、出してもらって。やっぱりそういった方向で、私は、批判するべきは批判する、しかしながら、応援するところは応援する、提案もすると、これが本来の在り方だと思っていますから。ぜひその点で、0歳児保育も私も賛成です。しかしながら、今のところはそんな敷地がないっていうことですから、ああ無理だなあと、そういう話ですね、ぜひ前向きでやっていただけたらありがたいと思うんです。よろしくをお願いします。

○議員（8番 河越 忠志君） ちょっと勘違いをなさっておられると思います。私は、新築されるのであれば、当然、効率を求めて、浜坂認定こども園と併せて新築すべきだと考えています。先ほどお話ししたように、この規模であっても、利用率が40%切っても、狭いと感じられる。つまり、単純にそれであれば、満足のいかないものができてしまうという可能性があるわけです。だから、今、耐震性がないという危険性を除去するために、あるいは、今の喫緊の不便さを解消するために、1,000万円かけて設計してください、それが修正です。止めようとしてるわけではありません。いずれは新しい園が必要になってきます。そんな遠くないときに、なってきます。そう考えた上での今の考え方、それが0歳児保育を整備しないという判断にほかならない、そこを理解されるべきではないかと私は考えます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 大庭認定こども園の耐震補強がようやく進み、このように議論されています。こちらで、早く大庭の耐震をということで一致し、取り組んできた事業です。先ほども述べましたが、子育て支援の町として、子供のことに最低限を求めるって、河越議員は先ほど言いました。そして、効率、無駄とか、無駄を省くとか、そのようなことを言ってましたが、やはり子育てには公平性が必要だと思います。大庭認定こども園の子たちにも十分な楽しい、楽しみにできる園にするべきだと思います。そういったところで、子育ての中で、最低限を求めるというのはいかがなもの

かと思いますが、いかがですか。

○議長（池田 宜広君） どうぞ。

○議員（８番 河越 忠志君） 私が最低限とお話ししたのは、その子供たちも、少なくとも中学生まではここで過ごして、まだ帰ってくれるかもしれないし、旅立って外で活躍されるかもしれない。様々な子供たちの人生の中で、この町が精いっぱいいい環境をつくってあげようと努力するのが私たちだと。保育の部分だけ、この部分だけではなくて、トータルとしてこの町が、ここで生まれてよかったな、外に出てもいい町だったなと思えるような町、今お金を使って、後のサービスができなくなって、様々な行き詰まった状態が起こることを想定しながら、私たちは安全な方向に行くしかないんじゃないかなと。もう行き詰まったところまで来てから、あーあと言って頑張れるか。海士町のように、頑張って復活するところもあるし、そうでないところもある、合併に向かうところもあるし、そうではなくて頑張れるところもある。想定されることを考えるのが私たちじゃないかな、そんなふうに思います。だから、今、大庭認定こども園の人たちに、改修である意味で我慢してもらって、浜坂では新築をという声も出ました。私たちが求めるのはどこなのか、全て新築で、そういったことは私はできないと思います。目指すところを一定レベルで絞る必要があるのではないかと、そういった意味の中で提案をさせていただいてます。

○議長（池田 宜広君） ７番、浜田直子君。

○議員（７番 浜田 直子君） そのようなお言葉はちょっと寂しい思いがいたします。４歳児、５歳児の国が定めている１クラスの定員人数を御存じですか。４歳児、５歳児といえばかわいい盛りですが、まだまだいろいろ手がかかります。４歳児、５歳児、国は３０人です。１人の保育士で３０人見る、朝から晩まで、想像できますか。これで新しく園を造るとなれば、その基準がはめられて、その基準で造った園となると大変厳しいものになるんじゃないでしょうか。今、お母さん方は、このゆとりというか、ゆとりある園で十分満足しています。一クラスをもっと増やして、先生を減らしてほしいとは、親御さん、保護者の方は思っていないと思います。やはり地域で育てたい、子供たち、本当に大変だと思います。皆さん、３０人を朝から晩まで見れますか。もう自分の子供だけでも本当に大変だったので、３０人を見てる先生方っていうのは、本当、尊敬いたしますというか、何人の子供を見ている保育士の方を見てても、尊敬します。命、小さな子供たちの命を預かる、どんなに負担だろうかと思うと、本当に感謝しかありません。この先生方の負担を減らすためにも、３０人って考えるのではなく、今の現状をよくすることを考えていただきたいですが、いかがお考えですか。

○議員（８番 河越 忠志君） 私は、今の子供たちの保育についても、先生が一クラスで、一人しかサポートされてないというふうには、考えていません。常に補助のスタッフがおられます。そういった形の中で、国も３０人から２５人になるように考えていると思います。ただ、１人当たりの面積については、あえて現時点での変更の予定はない

と思います。そういったことの中で、どんどん大きく、広い面積が欲しいんだとなれば、一定レベルで、10人が二クラスあるのではなくて、2つの園から20人になったら、基準よりも少ない人数で、先生、そこに集められるんです。0歳児保育、スタッフが足りませんよではなくて、ちゃんと、年度途中であっても受け入れられる可能性が高まる、可能性を高める、備えを持つ、余裕を持つ。余裕がなければ動ける範囲が狭まる。その中で、余裕も大きくあり過ぎると困りますが、一定レベルの余裕を想定しながら事業運営をしていくというのが、私は行政ではないかと、そんなふうに考えています。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 端的に質問します。では、河越議員が、その最低限の耐震補強と環境整備、それをした場合、幾らかかると試算されますか。

○議員（8番 河越 忠志君） 資料請求をさせていただきましたけれども、今回の中での内訳は出せないというお答えをいただきました。ただ、床暖房があったり、様々なところがある、そういったことの中で、この認定こども園が何年維持されるか、それは子供の数にもよるでしょうし、先生方の確保にもよってくると思います。

そういったことの中で、園を維持するためだけに、子供の保育環境が維持できなくなることは、先ほどお話ししたように本末転倒になるのではないかということの中で、私は、1億円かけても、1億5,000万円かけても、それはいいんじゃないかと思います。

ただ、今、お話しした中で、定員の4割、つまり定員いっぱいであれば、2.5倍の効果がある、そういったことの中で、この規模にこれだけお金をかけて、じゃあ次に浜坂認定こども園でどうお金をかけるかっていうことについて、非常に危惧されるところがある。そういったことの中で、一定レベルの削減は必要ではないか、そういった考えを持っています。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

6番、森田善幸君。

○議員（６番 森田 善幸君） では、河越議員は、今の規模で改修することには反対と。もっとこう建物部分を壊して、小規模にして、耐震環境をよくするということであれば賛成ということでしょうか。何をこう目指されているのか、ちょっと図りかねます。

○議長（池田 宜広君） 河越議員、どうぞ。

○議員（８番 河越 忠志君） 私が想定しているのは、今の規模で、耐震補強はされていない、それと併せて、不便な部分は補う努力をする設計ができるのではないかと、そんなふうに考えています。小さくすることは全く考えていません。

○議長（池田 宜広君） ６番、森田善幸君。

○議員（６番 森田 善幸君） すみません、それでは、その河越議員が思っている改修と、この、今後示されていくであろう建築費等が乖離しているということでしょうか。だったら、やっぱりこの線まではという、議員御自身の金額設定等があるのではないのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、河越議員。

○議員（８番 河越 忠志君） 少なくとも、先ほど答弁があったように、建築確認の要らない、つまり既存不適格に対応する必要のないレベルでの改修をすれば、お金は大きく減額になります。内訳は分かりません。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

３番、澤田俊之君。

○議員（３番 澤田 俊之君） 設計の専門家でありますので、今回の修正案で先ほどから耐震メインというお話、それから確認申請のお話が出ております。私も多少かじっております。それで、先ほどの質疑の中で、増築したら確認申請が要る、増築しなければ要らない、それは私は誤りだというふうに思っております。ですから、耐力壁だけやれば、御提案のとおりになるという解釈で間違いがないかどうかの確認です。

○議長（池田 宜広君） はい、どうぞ。

○議員（８番 河越 忠志君） 少なくとも既存不適格っていうものは、建築基準法上は適法な状態です。つまり、その部分が悪くなるような工事をすれば、それは違反になりますけれども、既存不適格の状態を維持することは適法です。だから、耐震補強をすることによって、現在の状態が悪化しなければ、それは適法な状態であるということです。まして、説明の中で各教室の界壁を区切らなければいけないという説明もありましたけれども、実際の運用の中では、二教室、一つのレベルでの界壁でも問題ないと私は思っています。そういったことの中で、その不適格という部分の範囲も多分違うだろうなというふうに感じてますし、少なくとも既存不適格は、適格だというふうに御認識いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） ３番、澤田俊之君。

○議員（３番 澤田 俊之君） 再確認です。法的に、小学校、中学校、耐震工事されました。逆に言えば、そういう工事でも、ある部分、可能だという理解でよろしいんでし

ようか。

○議長（池田 宜広君） 答弁。

○議員（８番 河越 忠志君） 同じです。少なくとも耐震化の中で、確認申請の要らないレベル、あるいは、確認申請が要っても、一定レベルの既存部分に構造的な負荷がかからないようなことで、一部分が免除されるってような規定もあります。ただ、そのときには、基準法の中でも様々な規定があるので、適合させなければいけない基準と適合させなくていい基準がありますけれども、それについては、全く確認申請が要らない工事であれば、全ての既存不適格は認められると。既存から適格でないことは違法なので、それは、直さなければいけないという内容です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

５番、岡坂遼太君。

○議員（５番 岡坂 遼太君） 修正の中で、改修工事設計、設計監理委託料として、これ説明が残っているんですけども、お話を聞いていると、基本設計から考えていくような形に聞こえるんですけども、基本計画から考えていくような予算として１,０００万円残しているような感じがするんですけども、その辺りいかがなんでしょうか。設計、基本計画、基本設計、実施設計を含んだような１,０００万円なんでしょうか、１,０００万円の積算根拠も併せて、重ねてになるかもしれないですけども、教えていただきたいです。

また、１２月補正予算で基本計画業務が出たとき、１９８万円のものが出たときに、耐震工事と、追加で機能をどれだけ盛り込めるかというものを考えてもらうというふうな業務で発注されるというのが出た中で、それを予算が通ったわけなんですけれども、その業務の発注の仕方自体にも問題があったというふうな認識なんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 答弁。

○議員（８番 河越 忠志君） 私は、１２月の補正予算の中では、基本計画、先ほどお話ししてましたように、基本計画というのは、形が見えてないものに対しての検討されて、形、それを幾つかの条件の中で選択肢があるような提案がなされていて、で、それを最終的にどう判断するかというのが、担当課であったり、我々に提示されるという認識の業務でした。

しかし、発注された中身は基本設計、基本設計というのは、先ほどお話ししてたように、もう目指すところは決まってる、だから、今回も同じように、目指すところは１個のものが出てきて、その工事費用として仮設がどうかという、その二者択一しか出てこなかった。だから私たちが、じゃあ、これとこれはやって、これとこれは我慢しようやという選択肢のない提案しか出てこなかった。そこは大きな、私はもったいない時間だったなというふうに感じています。

積算根拠については、基本設計という部分もありますけれども、実質的にもうこの規模の中で、単純に部屋を割り振っていくということの中では、実際にどれだけの費用が

かかるかということによって業務量っていうのも非常に、頑張る設計事務所はたくさん時間をかけてやって、もうかりません。効率よくさっさとできるところはできるでしょう。ただ、これを、実際の歩掛かりで算定しなさいと言われると、私には無理があると思っています。ただ、この金額であれば、業務としては履行できる金額だというふうに感じています。

○議長（池田 宜広君） 5 番、岡坂遼太君。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） ちょっと漏れてるので、もう一回お伺いします。基本計画を含むような委託料になるんでしょうかというのと、基本計画の業務が予算で出たときには、もう説明の中でしっかりと、耐震補強と追加で機能をどれだけ盛り込めるか、今の規模を維持する中で盛り込めるかというふうな話で予算が通ってるはずなんですけれども、その辺りに関しては、ちょっと認識が違うのかなというふうに思います。

というのと、あと予算感なんですけれども、湯梨浜、鳥取の湯梨浜のほうで、今年の 12 月完成予定のもので、定員 150 人のが事業規模が 11 億円なんですよね。で、建設の費用が 7 億 6,000 万円らしくて、で、そう大きさも変わらないような形ので、こういった費用が、まあ、これ新築ですけれども、で、新築に相当するという言葉があまり実感として湧かないといえますか、根拠がないように感じるんですけれども、改めてお願いします。

○議長（池田 宜広君） 8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 私は、単純に現在の規模を割り算して平米単価を出ただけです。もちろん仮設とかも入ってますので、そういった面の中では、単純にこの改修工事だけということではありませんが、総額を単純に割った中で、その単価として新築も可能な単価であろうと、そんなふうに思っています。

今、おっしゃっていただいた規模の 7 億円のものが、どんな規模であったかは私は存じ上げませんけれども、新聞にも出てたと思いますので、いいものができたというのは分かりますけれども、ただ面積についてはちょっと頭に入ってますので、何とも答弁ができません。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 基本計画を含むかのところの答弁をお願いします。

○議員（8 番 河越 忠志君） だから、入ってます。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） 入ってます。

○議長（池田 宜広君） よろしいか。

○議員（5 番 岡坂 遼太君） はい。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

それでは、質疑を終結いたします。

河越議員、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 2 4 分休憩

午後 3 時 2 5 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） 大庭認定こども園耐震補強の賛成の立場で討論させていただきます。

大庭認定こども園の耐震改修につきましても、こちらも議会で、早く大庭の耐震をとというのは一致し、取り組んできた事業です。先ほども述べましたが、子育て支援の町として、子供たち、保護者に夢のある楽しい園にすることが責務です。災害はいつ起こるか分かりませんので、急ぐべきです。こう言っている間にも、いつ起こるか分かりません。延ばすことは許されないと思います。もし、変更が必要になれば、決まってから、いい提案があれば変更すべきだと思います。インターが2つもある、ベッドタウンにもなり得る可能性のある大庭です。人が減るばかりではなく、増やす努力、増やす努力をして向かうべきだと思います。子育てに最低限を求める、効率、無駄っていうのを求めるのはどうなのでしょう。子供の教育に差をつけないで、みんな町内の子、みんなが喜ぶものを造るのが本来だと思います。新築がありがたいですが、耐震、耐震を急ぐ、そして、そのときに少しでもよくなるようにという思いを含めてあげていただきたい、無駄だと言われてしまうのは本当に悲しいことです。子供の教育のために、子育て支援のために、この事業を進めていただくことを望みます。皆様の御理解を求めます。

○議長（池田 宜広君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。

15 番、小林俊之君。

○議員（15 番 小林 俊之君） 河越忠志君の提案されました修正案に賛成の立場で討論します。

人口減少社会の中で、こども園の在り方を考えてみましょう。近い将来には、浜坂と大庭の認定こども園を1つにすべきだと私は思っています。今、大庭を大規模改修すれば、30年は使わなくてはなりません。できるでしょうか。人口が減っている中で、大きな無駄遣いが目に見えるような気が私にはします。

しかし、現在の大庭認定こども園には、耐震工事は不可欠です。そこで、耐震工事中心の小規模改修とすべきです。そして、速やかに、浜坂地区の認定こども園の改築にかかるべきだと私は思っています。昨今、消滅可能自治体という言葉が飛び交います。我

が町が一番だという話もあります。ダーウィンの進化論にこういうのがあります。強い者が生き残るのではなくて、環境の変化に対応するよう我が身を変えたものが生き残るのだと。以前に、こういう具合に決めたから、このままでいこうとか、何が何でも攻撃が一番だとか、そういうのではなくて、社会環境の変化にいかに対応して我が身を変えていくか、このことが今の行政に最も求められることだと私は思っています。このことを添えて賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか、討論はございませんか。

まず、原案に対する賛成者の討論を認めますが。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

次には、原案に対する反対者の討論を受けます。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

次に、修正案に対する賛成者の討論を受けます。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 修正案に賛成する立場での討論をさせていただきます。

私がこの修正案に賛成する理由は、大きく 3 つあります。1 点目は、耐震補強は即座にすべきと考えるからです。耐震診断の結果が出たのは、令和 2 年であります。それにもかかわらず、当局は浜坂認定こども園の方針が決まってからと、今日まで耐震補強がなされなかったのは、私は行政の怠慢であると考えております。大庭地区の皆さんから、大庭の子供たちの命の軽視だと批判されてもやむを得ないと考えております。

2 点目は、この大規模改修では大庭認定こども園の課題解決にならないからです。送迎時の子供の安全は守られません。0 歳児保育や一時預かり、そして、期待があった病児・病後児保育もなされません。確かに、建物の長寿命化と保育環境や職員の労働環境は改善されるでしょう。それでも、財政状況の厳しい本町において 4 億円ものお金の使い道として、大庭地区の皆さんをはじめ町民の皆さんに御理解をいただけるでしょうか。

3 点目は、この予算を認めると、浜坂認定こども園の大規模改修につながることです。人口問題をはじめ、また先ほど申し上げましたが、新温泉町の女性の就労率は、全国の統計よりも高いと指摘は受けたこともあります。どのような保育環境が求められているのか、考察する必要があります。現在の新温泉町の姿から目をそらせてはならないと思います。

ただ、いつ何どき地震に見舞われるかも分かりません。大庭認定こども園の耐震補強は急務です。この修正案に賛成いただきますよう強く願います。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか、討論はありませんか。

原案に対する賛成者の討論を受けます。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

次に、原案に対する反対者の討論を受けます。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

次に、修正案に対する賛成者の討論を受けます。

3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 修正案の立場で、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の大庭認定こども園耐震補強・改修工事は、新温泉町の認定こども園の将来像を示されない中で行われようとしております。つまり、現状の施設の改修であり、0 歳児受入れ、国が進めるこども誰でも通園制度など、新たな取組は一切入っておりません。そして、以前から保護者や議員から指摘されている通園バスの路上駐車での園児の乗り降り、園児の保護者の送迎時の道路横断等の安全問題についても、何ら示されておられません。このような状況の中で、大庭認定こども園耐震補強・改修工事が行われれば、この工事により存続だけはされることになりますが、10 年後、5 年後、10 年後、どうなるでしょう。今、町当局は、3 園存続という方向で動いておられますけども、5 年後、10 年後、大庭認定こども園は取り残される可能性が非常に大きくなっております。ですから、大規模改修については、この町の認定こども園の将来像を示した中で行われるのが必須だと考えます。ですから、子供の命は守らないといけません。ですから、今回の修正案、耐震工事をベースとした修正案に賛同いたすものです。皆様の御理解、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか、討論はございませんか。

まず、初めに、原案に対する賛成者の討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

次に、原案に対する反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありません。

次に、修正案に対する賛成者の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

本案に対する、河越忠志君外 2 名から提出をされた修正案に対して、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立少数、7名であります。よって、修正案は、否決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 3 8 分休憩

午後 3 時 3 9 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

次に、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 11 名であります。よって、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 3 9 分休憩

午後 3 時 5 0 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

○議長（池田 宜広君） ただいま、休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 52 号から議案第 58 号までの令和 6 年度特別会計及び公営企業会計 7 会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は、会計ごとに行います。

日程第 14 議案第 52 号 から 日程第 20 議案第 58 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 14、議案第 52 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 15、議案第 53 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 16、議案第 54 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 17、議案第 55 号、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 18、議案第 56 号、令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 19、議案第 57 号、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 20、議案第 58 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第５２号、令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてから、議案第５８号、令和６年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第１号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第５２号、令和６年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第５３号、令和６年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

１３番、中井勝君。

○議員（１３番 中井 勝君） 介護認定の件でお伺いします。介護認定の何かスピードがすごく我が町は遅いというふうに聞いております。というのも、隣の町は割と早く、申請したら認定のための事前調査等、すぐ何か取りかかってくれるらしいんですけど、我が町については、何か、いわゆる待機児童ならぬ待機認定待ちというのが、かなり時間がかかっているというような話を聞いております。一体どれぐらい、今、待ちがあるんでしょうか。で、例年によりますと、毎月何件ぐらい申請があって、その調査を進めていて、今年になってから、また、どれぐらいのスピードで介護認定、いわゆる調査が進んでいるのか、お知らせください。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 先ほど議員がおっしゃいました介護保険の認定調査の状況でございます。御指摘のように、認定調査の遅れがありまして、介護保険の審査会の委員からも、標準処理時間、１か月というのを少し超えて、２か月の範囲で処理しないと

いけないところではあるんですが、それも少し遅れぎみという中で、職員の体制につきましても、総数自体は、調査員が実質4人、実質は、短時間がありますので、3.3人ぐらいなんですけれども、配置人数自体は変わってはおりません。ただ、昨年度から職員がほとんど退職と職種異動等で少し替わっている中で、未経験の者が4月から対応している状況もございます。順次慣れていただくということで、努力はしておるんですけれども、それとあわせて、課の中でもそれぞれ調整する中で、元経験していた者ですとか、地域包括支援センターの職員、それから、同じ介護保険係の中でも資格管理を担当する事務職員、そういった者も調査に出ながら、合計でいくと、件数当たりは少ないんですけれども、8人体制ぐらいの中で何とか回せるように、今、動いている状況ではあります。

審査の件数としては、マックスといいますか、50件、2週間に1回程度ある審査会の中で50件を目標として、それが最大にはなるんですけれども、審査をかけるのが理想とされております。ただ、4月では、10日に行いました審査が37件、24日に行いました審査が27件、5月8日に行いました審査が35件、22日に行いました審査が36件という形で、50件を下回ってる状況でなかなか改善が図られていない状況もあります。ただ、総動員ですら6月におきましては、12日が50件、26日が50件という予定を組んでおります。なかなか厳しい状況は続いておりますけれども、何とか不慣れな職員も慣れていく中で、順次追いついていきたいというふうな形で考えておりますし、これまでから受付につきましても、新規で来た方に関して、随時受け付けるというよりかは、そのサービスを急ぐのか急がないのか、急がない方については少しニーズ調査をしながら待っていただける可能性があるのかどうか。

また、介護保険の総合事業というものがあるんですけれども、サービスの内容が居宅系のサービスで比較的軽度な方、そういった方が介護保険を認定を受けなくても受けられるサービスもありますので、そういった方になるのかどうか、であればそっちに持っていくような仕組みができないか、課の中でも考えながら、効率よく回すにはどうしたらいいかということを随時考えながらしておるところであります。ただ、依然として厳しい状況ではありますので、努力してまいりたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 努力の成果は、今月になって50件程度介護認定の審査にかかれるようになったというのは評価をさせていただきたいと思うんですけれども、いわゆる一度に経験者がたくさん定年で辞められたっていう話を聞いたときに、やっぱりちゃんと順繰り、ローテーションが上手にできるように。結局、迷惑をかけるっていうのは被保険者、いわゆる介護認定を申請したのに順番が回ってこんっていったいということで、本当に待機していつかいつかというふうに待っておられる家族の方がたくさんいらっしゃると思います。ぜひそこらは人事配置も含めて、福祉課というよりは人事のことですから、これは総務課のほうか。ぜひ、その人的な配置も含めて上手に回していっ

て、いわゆる介護保険の加入されてる方々に迷惑がかからないようにするのが町の責務だというふうに思います。前向きっていうよりは、それらについて善処して、今後、迷惑をかけないようにしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 認定調査という一定のスキルが要る業務ということの中で、今、御指摘がありましたように、それぞれの理由があつての退職等であつたというふうに思いますけれども、やはり要介護認定を受けるということは、そういうニーズがもう既に始まっているということで、できるだけ速やかに適正に受けられるような人事の配置のための職員募集とか、そういったことに留意してまいりたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） しつこいですけども。以前から、健康福祉課は一番最後にこの庁舎を退社するという話をよく聞いています。いわゆる残業時間が多過ぎるっていうのは、人員配置に問題があるというふうにしか理解できません。ぜひ、そういうようなウエート、子供の支援の政策は十分って先ほど同僚議員言われてましたけども、こちらの介護のほうは不十分ですよ。しっかりとそこらの対応をせんと、本当にこの町で住んでいく、住んでいきたいっていうお年寄りの数、見放さないようにしっかりとケアしていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 健康福祉課につきましては、御指摘のようなこともあつて機構改革ということで、健康課と福祉課に分けたというのもそういういろんな配慮の中での組織の機構改革であつたというふうに思いますので、人的なことであつたり、その辺については非常にこの専門職の労働力確保ということが非常に難しい状況になっている状況ではございますけれども、できるだけ努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第54号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 5 号、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 6 号、令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 7 号、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑はありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 5 8 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑はありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 1 議案第 5 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 1、議案第 5 0 号、八田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

1 番、中村茂君は、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、除斥に該当いたしますので退場を求めます。

〔1 番 中村 茂君退場〕

○議長（池田 宜広君） では、上程議案に対する町長の提案説明を求めます。
西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現管理委員の死亡に伴い、後任の管理委員を選任するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 5 0 号、八田財産区管理委員の選任について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 2 7 ページを御覧ください。根拠条文としまして、地方自治法と条例の抜粋を記載しております。中ほどの新温泉町八田財産区管理会設置条例を御覧いただき、第 2 条第 2 項で、管理会は財産区管理委員 7 人をもって組織するとあります。このたび、管理委員の日下部岩雄氏の死亡に伴い、欠員補充を行うものです。第 4 条では、委員の選任には、八田財産区の区域内に 3 か月以上住所を有する者（世帯主）

で、新温泉町議会議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任すると規定しております。

それでは、議案第50号に戻っていただき、八田財産区管理委員として、地元からの推薦により新温泉町千原710番地、中村茂氏について選任同意をお願いするものです。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

1番、中村茂君の入場を認めます。

〔1番 中村 茂君入場〕

○議長（池田 宜広君） 中村茂君にお伝えをいたします。議案第50号は、同意することに決定をいたしました。

日程第22 諮問第2号

○議長（池田 宜広君） 日程第22、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、谷田善之氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。

後任につきましては、引き続き谷田氏をお願いいたしたく御提案申し上げるところであります。谷田善之氏は、住所、新温泉町浜坂2024番地、昭和45年3月5日生まれ、54歳。過去2期、委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案申し上げるところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 2 3 諮問第 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 3、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、澤田観智夫氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。後任につきましては西川茂代氏をお願いいたしたく、御提案申し上げるところであります。西川茂代氏は、住所、新温泉町諸寄 7 2 8 番地、昭和 3 8 年 8 月 7 生まれ、6 0 歳。令和 6 年 3 月まで町人権教育啓発と関わりの深い部署で活躍されました。このたび人権擁護委員として、特に町の子供たちを巡る人権問題に尽力する意欲を持たれているところから、委員として適任と考え、御提案申し上げるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 2 4 発議第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 4、発議第 1 号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） それでは、発議第 1 号、町使用料徴収条例の一部改正の

趣旨説明を行います。趣旨説明の機会をいただき誠に感謝申し上げます。

昨年３月、議会定例会で町使用料徴収条例の温泉施設関係の料金改定等が行われました。その中でもリフレッシュ館に関する改定は大きく、施設全体の使用料の引上げ、引下げ、老人料金区分の引上げ、旅館利用者の廃止、専用利用の新設等、長年培った町民の健康増進施策の象徴である年間利用制度が廃止されたことには、今日に至っても利用者には理解できていない状態で、制度の復活を望む声は根強く継続いたしております。この間、町や指定管理者である株式会社温泉町夢公社では、様々な検討がなされている模様でありました。敬意と感謝を申し上げるところでございます。

今回の発議の内容は、町使用料徴収条例の別表第９、リフレッシュ館ほかの使用料中、６、利用促進を目的とする場合は使用料の２５％を超えない範囲で減額することができるの規定を削除するものであります。この規定は昨年の一部改正で変更されたもので、現実として回数券の発行や町民優待日の割引を意図していると思われます。この回数券や優待日は指定管理者の誘客促進で企画、実施されているもので、当使用料徴収条例には明記されていない運営上の誘客企画であります。この実施の根拠は、同施設の設管条例である町老人福祉センター条例、町民プール条例、森林総合利用促進施設条例、各第６条、施設を利用するものは町使用料徴収条例に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に払わなければならないというものであります。町内温泉施設は、リフレッシュ館、ゆーらく館、薬師湯、ユートピア浜坂、松の湯がありますが、使用料を定めた使用料徴収条例で２５％を超えない範囲など、割引の限度を定めた規定はリフレッシュ館のみでありまして、各施設の誘客企画は指定管理者と町の協議で実施されております。例えば、回数券の発行や七釜、また湯区民の割引料金は条例明記されていない誘客企画であります。本年２月２５日付、町民で温泉町夢公社の株主である５名の方から、リフレッシュパークゆむら年間券継続についての要望書が町長宛てに提出されたところであります。要望内容は、株式会社温泉町夢公社の経営内容や施設設置の意義やら年間利用券の役割や健康増進維持の実績を力説したものでありました。おんせん天国の象徴とした他の類のない年間利用制度の継続を求める要望でありました。さらに、要望の本旨は、今さら年間利用の条例改正ではなく、条例の範囲内で運用を温泉町夢公社として実施できないか、５１％の筆頭株主である町長の発令を要望するものでした。しかし、残念ながら町の回答は、指定管理者による裁量での年間パス復活は困難ですという内容でございました。理由等は、会社は今期を含め４期連続の赤字で健全ではない。施設の設置目的は健康増進が主だが、年間利用制度、会員３３０人、当時ですね、会員３３０人、５万６,０００回の利用では、観光利用等を広く利用することが困難で、快適な利用数限度、年間１２万から１４万人を超える条例の範囲内での運用は、利用促進の割引２５％を定めているというような内容が回答として返ったところであります。

この要望の結果から次の点を含め、６月の定例会で一般質問を行いました。会社の赤

字はリフレッシュ館が原因ではない。コロナ前にほぼ回復している現状にあると。また、商売感覚に疎いが、制度廃止してお客を逃がすことをあえて行っている。年間会員は町の制度に応じて利用してきた協力者である。観光シフトなら、土曜利用の制限とか露天風呂を除く施設の利用制限とか、いろんなことが想定される。使用料が安価であれば高くすればいい話。多くの会員が料金アップは了解している現実があるし、夢公社の株主総会でも声が上がっており、3倍程度で計算すれば約1,000万円になるという計算になります。段階的にその後の改定の1,000万円になると。その後に段階的にまた額の改定なりもやればいいと。昨年上げていれば指定管理料、昨年500万円のアップを行いました。本年は200万円のアップもしたところであります。もし3倍なりに上げておれば、この辺りは相殺できますし、施設入館収入は35%のアップにもつながったものであります。会社の赤字解消にも貢献したものと思われれます。経過措置後の対応のために至急に料金やプール施設利用者等のアンケートを行い、新しい誘客プランを提案すべきと意見しましたが、最終的に町長からは経過措置後の6月末後の状況を検証して検討すると、従前からの態度という内容でございました。現の利用者が望む夢公社主導の年間利用制度の創設には、さきの使用料徴収条例で25%を超えない範囲が大きな制約となっております。公共施設の価値は収益もさることながら、利用者の数が、利用人数が問われることが多々であります。経過措置中に4月では年間利用者が約2割減少し、現在297人であります。利用者は令和5年度7万7,587人で、前年比4,347人が減少いたしております。平成15年の地方自治改正で指定管理者制度が発足しております。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公共施設の運営に民間のノウハウ、アイデアを活用し、住民サービスの向上を図ることが目的であります。公共施設の管理や運営のために条例があります。指定管理制度において、不合理な運用や足かせとなるような規定は削除すべきというふうに考えるものであります。独居老人で78歳の女性は、健康のために毎日楽しみにプールと温泉を利用させていただきました。7月からは、月に1冊13枚4,000円の回数券を買って利用します。年間約5万円になります。年金生活にはこたえますよと話されておりました。

最後に、今回の発議が可決しても、関係する事業実施は町や夢公社の方針で決定されます。町民にとって施設本来の存在価値である健康増進施設とおんせん天国の実践の場であってほしいものだと、そういうふうに願うものであります。以上が提案の趣旨であります。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案の説明を行います。議案を御覧ください。本日配付した資料であります。発議第1号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について、新温泉町使用料徴収条例の一部改正する条例を、地方自治法第112条及び新温泉町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。提出者、中村茂、賛成者、河越忠志議員、重本静男議員であります。提案理由は、指定管理者の円滑な事業運営に資するため所要の改正を行うというものであります。

説明の都合上、新旧対照表を御覧ください。改正は下線部分であります。町使用料徴収条例、別表第9中、6、利用促進を目的とする場合は使用料の25%を超えない範囲で減額することができるを削り、7を6に、8を7に改めるものであります。附則、この条例は公布の日から施行するということであります。

以上、簡単ですが議案説明といたします。改めて、常識ある議員皆さんの御賛同をお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 御苦労さまです。私も年間券については復活をしてほしいと思ってる1人ではありますが、少しお聞きをしたいと思います。25%を削減するってことをそれをなしにするということですけども、実際にそうなった場合は、今日も指定管理料はいわゆる町から入れてるわけですけども、その金額は例えば指定管理料がこの前と違って、例えば夢公社の決算内容が悪いってことで、いわゆるそれが増加をするというようなことはないんでしょうか、おそれは。

それと、先ほども株主総会の話も出たんですけども、その中では実際にこういう提案があれば、実際に年間券の復活をしようとかそういう話に、町長もですけども、いわゆる夢公社自体がそういう考え方に立ってるのか。それをもしあれしたとしたら、無理やりこれせんかいというような話になったら、これもまた問題だと。やっぱりそういったところを私はできるだけまい具合に調整をさせていくのが本来の在り方だなと思ってます。その場合に、特に私はユートピア浜坂とリフレッシュパークゆむらの料金の差なり、そういうことをしっかり考えて、中村議員が提案のときに言われてた、これだけの収入が増えてるんだと、増えと。いわゆるあれですね、例えば年間の使用料を上げた場合にはっていうような話もされたわけですけど、何といたってもこういう制度をやるときには、いわゆるその関係者をしっかりこういったことで一緒にやろうと、内容はこうだということこら辺が大事だと思うんですけども、その点はどのように感じておられますか。1つは指定管理料がこのことによって反対に町会計から出ていく可能性がある。それから、関係者がきちっとそういう方向に行こうかと、そういう話になってるかどうかというこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、発議者。

○議員（1番 中村 茂君） まず1点目であります。誘客促進の25%、昨年の条例改正までは20%であります。それを25%にしてきた経過があります。もしこれを取った場合にどこに影響するかっていうのは、私の想定の中では今まで25%の中で、その25%の中でしてきた仕事を、改めて町と指定管理者が協議して、その分を改めて、協定になるのか何かちょっと手続は分かりませんが、そんな取決めをやり直さなければならぬっていう気がします。それから、おっしゃるように、もともとのこの20

%なりができてきた背景っていうのは、リフレッシュパークゆむらがある分では観光施設でありますので、あそこに旅行社が団体客を送ってくるとか、そんなときに割引をどこまでするかというようなことの中で、もともとの20%はあったようであります。ですから、昨年の改正で旅館利用者2割引き、そういうやつも全部取ったんですよ。結構細かい規定があって全部取ってしまった。なぜ取ったかっていうと、もともと条例は、先ほどの平成15年指定管理者制度ができるまでからの条例がありましたので、ですから、そういう細かい決めをしておかないと施設運営ができなかった。現在は、先ほど条例を御案内しましたが、町と指定管理者の中できちっと話し合いをして、話し合いの結果で要は料金なりが定められると、そういうふうに大きく変わっております。そういう中では、例えば、この25%取ったから指定管理料がどんと増えるということは僕はないと思います。どこまで会社と話ができとるか分かりませんが、40人を超える利用者だったら、例えば旅行社に何ばバックするとか、そんなことが多分できてると思いますから、話し合いというか。だから、特に大きな問題はないなという気がします。逆に、その会員制度っていうのは従来の条例にあったものであります。それを皆さんが、これよくないと、そういう分で落とされた。それに代わる代替のものとして、夢公社自体が要はそういうふうな誘客プランをつくってほしい。つくるつくらんっていうのは僕の判断にありませんし、それも町なり夢公社自体が考えていただくことです。ただ、それをするために、足かせとなるようなものは取ってしまって、もうかる、皆さんが喜んでいただくような制度をつくってほしいと。それが、今回のこの発議の一番の基本であります。それに伴って、例えば私が思うようなことができれば、完全に売上げは伸びます。さっき簡単に言った、3倍にしたら1,000万円になると。今の会員利用者が400万円ぐらいかな、それが一気に1,000万円近くになると。だから全く悪いことはないと思いますし、皆さんが喜んで利用を継続してくれるなど、そういうふうに思うところがあります。答弁になりましたか。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっと答弁になってないので聞かせてください。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） もしね、これを足かせの部分を取って、その結果、例えばですよ、夢公社が利益が悪い、いわゆる赤字なりがもっと例えば増えると、そういう場合に指定管理料に影響を与えるってことはないでしょうか。その点が、それは当然、町当局と夢公社との話し合いになるわけですけど、私は本当に今、町側もそれなりに考えるっていうことはこれまでの答弁もいただいておりますので、だからそれを何とかきちっとした形でどうするのかって迫っていくほうがいいのではないかなと、具体的な案を示して、そう思っただけですけども。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） ちょっと漏れておりましたが、だから結果的には指定管理料がアップになるということに即つながらるものでもない。それがアップしないような

プランをつくるためのこの発議だと、そういうふうに理解してほしいと思いますし、もっともっとお客さんを寄してくる、専用料もプランとして出てますから、努力してもらって、1回使ってもらったら15万円入るし、週末だったら30万円ですからね。力いっぱいやってもらったり。一方では、やっぱり健康ブームの中でああいう施設はほかにはない、近隣には。スイミングして温泉に入る。スイミング単体の施設はありますが、スイミングと温泉施設が一緒になってるような施設は多分近在ではない。だから、もっともっと周りから来ていただく努力をしてほしいし、そういうプランを練ってほしい、夢公社自体に。お客を寄せる、そういうふうなきっかけになるための今回の発議だと、そういうふうにして御理解をいただければと思います。ここに至るまでにはたくさん僕もお願いしました。それでいっつも引っかかるのが、この条例違反になりますって、25%以上になるから条例違反ですって何回も言われました。だからもうどうしても、ここが抜けないと次がないなと思ってこういうような発議に臨んだところであります。皆さんの御支援、御理解をよろしくお願いいたします、改めて。ほか、どうですか。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 私も、リフレッシュパークゆむらの年間券はこの町にとって健康、本当に皆さんの楽しみ、コミュニティーの大切な場所であったと思いますので、私も年間券は復活していただきたいと思う1人であります。ですが、今の発議が、言っとられるように本当に売上げアップにつながる自信がおりなんですね。赤字にはならないと自信を持って言っとられるようなんですけど、それは、当然ですが、実行されるのはリフレッシュパーク館の方たちですよ。そのリフレッシュパーク館の方からの要望があつての今の発議なんでしょうか。絵に描いた餅にならないようにしていただきたいのと、行政はこれからこの件が終わって考えるというふうに、当然もう考えておられると思います。そういった案も何も聞かずにこのような提案をするというのはちょっと早いのではないかというふうに考えます。リフレッシュパーク館が即座にというか、議員おっしゃるように対応は可能なのでしょうか。今回の改正で年間券の復活ができるのでしょうか。また、そういったようなプランを、これからのプランをお聞かせ願えればと思いますが、お願いします。

○議長（池田 宜広君） 発議者、簡潔にお願いしますね。どうぞ。

○議員（1番 中村 茂君） 残念ながら、私にはそこまでの権限がありません。ですから、委ねるのは町であつたり指定管理者であります。要は、委ねる中で足かせと思える部分を取り除きたい。だから、後は力いっぱいもうけてもらったらいい。会員の要望も聞いてもらったらいいし、そういうことをしてくれるのはリフレッシュパークじゃなくて夢公社、もしくは町しかないんです、残念だけど。だから、いろんな展開が可能だと思いますので、それをしてくれるのが夢公社であり、町だというふうな思いであります。

○議長（池田 宜広君） 7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） じゃあ、夢公社が補填というか、していただけるという
気持ちはもう十分あるということで間違いはないんですね。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、発議者。

○議員（1 番 中村 茂君） 僕はそうあってほしいということで、ですから、これを
したからじゃあ夢公社これをするといふところまでは何も僕はもらってません。どっちか
というとかたくなに拒んできた。拒む第一の理由が条例違反だった。この条例があるか
らその次のことを僕に返してくれない。だから、その条例違反って言われる分を取り除
く。後は自由にいろんなプランを練ってもらったらもうかる会社になると思いますし、
みんなが喜ばれる会社になるのかなと、そういうふうに思います。残念ながら私にはそ
こまでの権限はありません。

○議長（池田 宜広君） いいですね。

そのほかございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結します。

中村議員、自席へ。

○議員（1 番 中村 茂君） よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 3 名であります。（発言する者あり）え、4。もとい、す
みません。起立 4 名、少数であります。よって、本案は、否決をされました。

日程第 2 5 請願第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 5、請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負
担率 2 分の 1 の復元をはかるための、2 0 2 5 年度政府予算に係る意見書採択の請願に
ついてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

重本民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、民生教育常任委員会に付託さ
れました請願を審査した結果、新温泉町議会会議規則第 9 3 条の規定により報告をいた

します。

1、審査事件であります。請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。令和6年6月5日、民生教育常任委員会に付託されたものであります。請願者、兵庫県美方郡新温泉町湯字大城1684-29、美方郡教職員組合執行委員長、井上尊文氏であります。

2、審査の結果であります。令和6年第132回新温泉町議会定例会1日目、これ6月5日の本会議において本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として令和6年6月13日開催の委員会において審査を行いました。本請願は、子供たちの教育環境改善のため、教職員定数の改善、少人数学級の推進及び教育予算の財源保障等を求めるものであり、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものとしたしました。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いをいたします。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

委員長、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後4時42分休憩

午後4時44分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

追加日程第1 意見書案第2号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います

が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第1、意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） それでは、採択いただきました意見書案第2号について説明をさせていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書の提出について。別紙教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を、新温泉町議会会議規則第14条1項及び第2項の規定により提出します。令和6年6月18日です。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、河越忠志、同じく新温泉町議会議員、米田雅代議員、同じく新温泉町議会議員、岡坂遼太議員。

内容といたしましては、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書案です。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実現も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言において少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田元文部科学大臣も、改正義務教育法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、しかし自治体間教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。4、教職員未配置問題の解消に向け、必要な

財源措置を講じ人材確保に努めること。５、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財源措置を講じること。６番、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。令和６年６月１８日。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様。兵庫県新温泉町議会議員、池田宜広。以上です。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 河越議員、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま採択をされました意見書第２号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処理することに決定をいたしました。

日程第２６ 議員派遣について

○議長（池田 宜広君） 日程第２６、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣については、お手元に配付しました２件に派遣することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第２７ 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（池田 宜広君） 日程第２７、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出に

ついてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されておりますので、これを承認したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（池田 宜広君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第132回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月5日の開会以来、会期末となる本日まで、条例改正、令和6年度一般会計補正予算など重要な案件について審議をしまいいりました。審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表します。また、町長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

西村町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 6月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきまして、私どもの提案させていただきました議案について、慎重御審議の結果の上、御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新温泉町のさらなる発展に向け一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第132回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後4時56分閉会
